

平成 2 4 年 第 2 回
南関町議会 6 月定例会会議録

平成 2 4 年 6 月 1 4 日開会

平成 2 4 年 6 月 1 8 日閉会

6 月 1 4 日 (木)

(第 1 日 目)

平成24年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成24年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1番 井 下 忠 俊 君

2番 境 田 敏 高 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第6 報告第2号 事故繰越しの繰越報告について（南関町一般会計）

日程第7 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例の一部を改正する条例について）

日程第8 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第9 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成23年度南関町一般会計補正予算（第7号））

日程第10 議案第32号 南関町大規模太陽光発電整備設置促進条例の制定について

日程第11 議案第33号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第34号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第35号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第36号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第37号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算

（第1号）について

日程第16 議案第38号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第39号 町道の路線廃止について

日程第18 議案第40号 町道の路線認定について

日程第19 議案第41号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第20 議案第42号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第21 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第22 一般質問について（4名）

① 8 番議員 ② 1 番議員 ③ 4 番議員 2 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 井下 忠俊 君
3番 打越 潤一 君
5番 田口 浩 君
8番 山口 純子 君
10番 唐杉 純夫 君
12番 本田 眞二 君

2番 境田 敏高 君
4番 鶴地 仁 君
6番 島崎 英樹 君
9番 橋永 芳政 君
11番 酒見 喬 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長	上田 数吉 君	住民課長	木村 浩二 君
副町長	本山 一男 君	福祉課長	坂井 智徳 君
教育長	大里 耕守 君	経済課長	雪野 栄二 君
総務課長	堀 賢司 君	建設課長	大木 義隆 君
会計管理者	北原 耕治 君	教育課長	大石 和幸 君
まちづくり推進課長	佐藤 安彦 君	延寿荘長	福田 恵美子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 松本 寛 君 書 記 橋本 恵 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。

ただいまから平成24年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番議員、2番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から6月18日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から6月18日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、第37回町村議会議長副議長研修会についてであります。本研修会は去る5月29日から30日まで東京メルパルクホールで開催されました。研修では、「わが町の議会活性化への取り組み」との演題で埼玉県南山町議会からの事例報告、今後の町村議会のあり方と自治制度を演題としたシンポジウム等がありましたが、詳細については研修の資料を議会事務局に備え付けましたので省略します。

報告の第2点は、平成24年度町村議会議長研修会についてであります。本研修会は去る5月9日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。政治アナリストの伊藤惇夫氏を講師に迎え、「これからの政局、政治展望」という演題で講演がありました。

伊藤氏は自民党本部に勤務の後、他の政党事務局長を経て、現在政治アナリストとして活躍中であり、消費税増税問題を中心とした政界の動きや新興の政治勢力に対する評価と展望、その他今の政治がなすべき事のポイントを解説されました。

報告の第3点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって監査委員 井上康行君、島崎英樹君より平成24年2月分、3月分、4月分そして平成24年度4月分の出納検査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情書は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出があつていますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

平成24年6月定例議会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月8日に梅雨入りが発表されまして、このところ天気が続いておりましたが、町内の農家は田植えの最盛期を迎えております。先日、久重地区におかれましては、田植機の操作で死亡事故が発生しております。亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げるところでございます。農作業中の事故にはくれぐれも注意をお願いするところでございます。

さて、国会におきましては野田首相が政治生命をかけた消費税を柱とする社会保障と税の関連法案が与野党の協議に入り調整を行っているところでございますが、本案成立の目途が立たない状況が続いているところでございます。

また国内経済の状況は、一部では業績が回復している企業もありますが、長引く円高により全体的に景気回復に至っていないのが現状でございます。

一方、町内では産業廃棄物最終処分場の建設に関しましては、事業の前提となる用地が5月22日に地権者のご協力ご理解によりまして用地買収の契約が成立したところでございます。この契約には地権者の皆様から地元の振興策を出来る限り早く実施するよう熊本県に要望されたところでございます。用地買収の契約を受けて、熊本県環境整備事業団は設計施工の条件を一般競争入札の公告を行いました。この公告では8月30日までの設計書の閲覧、10月中旬に落札者の決定、10月下旬に契約し、工期を平成27年9月30日までとして、予定価格は詳細設計を含めて64億5,960万円とお聞きしておるところでございます。

また環境影響評価書の閲覧につきましては、今月11日に終了します。この時期は未だ未定でございますが、環境保全協定の結果を行い、建設に伴う地域の安全対策や地域振興策など確定させていきたいと考えております。

今回提案いたします案件は、繰越明許費の繰越報告について1件、事故繰越しの繰越報告について1件、専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町条例の一部を改正する条例ほか2件、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について1件、平成24年度南関町一般会計補正予算第1号について、3,822万8,000円の補正。平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、195万円の補正。平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、3,000円の補正。平成24年度介護サービス事業特別会計補正予算第1号について、2,080万2,000円の補正。平成24年度南関町浄化槽整備促進事業特別会計補正予算第1号について、5,000円の補正。町道の路線廃止について。町道路線の認定について。熊本県市町村総合事務組合規約の一部改正について1件、工事契約締結についてのご提案をしております。

説明につきましては、それぞれ担当課より説明申し上げますので、なにとぞご審議をいただきまして、ご議決いただきますようお願いいたしまして、ご挨拶といたします。本日はお世話になります。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第21、議案第43号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、報告第1号から日程第21、議案第43号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第 6 報告第 2号 事故繰越しの繰越報告について（南関町一般会計）

日程第 7 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町税条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 9 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成23年度南関町一般会計補正予算（第7号））

日程第10 議案第32号 南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定について

日程第11 議案第33号 南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第12 議案第34号 平成24年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第35号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第14 議案第36号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第37号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第16 議案第38号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

日程第17 議案第39号 町道の路線廃止について

日程第18 議案第40号 町道の路線認定について

日程第19 議案第41号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第20 議案第42号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第21 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第22 一般質問について

○議長（本田眞二君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案名朗読〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） おはようございます。報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてご説明申し上げます。

平成23年度南関町一般会計歳出予算の経費を翌年度平成24年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

次ページの繰越計算書により事業名と繰越額について説明いたします。

5款の農林水産業費、事業名が県営南関西地区換地事業でございます。300万円の繰り越しをしとります。この300万円は換地業務の委託、それから換地委員の謝礼等でございます。

次に5款の農林水産業費、新幹線渇水対策受託事業で919万3,000円を繰り越しております。これは登記委託料でございます。登記法の改正により分筆登記の時に土地の復元図が必要となったために繰り越しております。

次に7款の土木費でございます。道路新設改良事業1,900万円繰り越しております。これは大西桜原線の改良工事の事業に充てるものでございます。

以上、報告いたします。

次に、報告第2号、事故繰越の繰り越し報告についてご説明申し上げます。

平成23年度南関町一般会計歳出予算の経費を翌年度平成24年度に事故繰り越しました地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

1ページの事故繰越計算書により事業名、繰越額、理由等について説明申し上げます。

7款の土木費でございます。事業名、道路維持費、支出負担行為の額が376万9,500円でございます。翌年度に繰り越しますのが同額の376万9,500円でございます。これはですね、町道豊永2号、3号線の強化舗装工事の費用でございます。事故繰り越しました理由としまして町道ですね、隣接の居住者との調整に時間を要したために翌年度に繰り越したものでございます。なお、この工事につきましては本年5月の25日に完了しております。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おはようございます。それでは第29号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて。南関町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。

専決第1号といたしまして、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が第180回国会において、平成24年3月30日に可決成立し、同3月31日に公布されました。関連します政令、省令もそれぞれ公布され、いずれも4月1日より施行されました。これに伴いまして、本条例を改正したものでございます。

それでは条例案について説明をいたします。議案書を2枚お開きください。

南関町条例第11号で、南関町税条例の一部を改正する条例として次のように改正したものでございます。

第36条の2第1項中の「、寡婦（寡夫）控除額」を削除するものです。これは年金所得者の申告手続きの簡素化によるものでございます。

次に、附則の改正です。附則第10条の2を附則第10条の3に改めるものでございます。そして新たに附則第10条の2を追加するものでございます。この附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第6号の条例に定める割合として下水道除外施設にかかる固定資産税の課税標準額の特例措置に関するものです。南関町下水道条例に基づき該当する施設に設置された場合に、課税標準額を4分の3とするものでございます。現在のところ該当はあっておりません。

次に中段部分から次ページにかけてでございますが、附則第11条から次上段部の第13条については、固定資産税の土地等に関する特例の期間等の改正です。「平成21年度から平成23年度まで」を、「平成24年度から平成26年度まで」に等の平成24年度の評価換えに当たりまして、宅地等の負担調整措置等についての規定の改正によるものでございます。

次に、附則第14条、これは免税点の適用に関する条例でございますけれども、これにつきましてはこれまでの条文の不適格な部分を削除いたしまして、本文のとおりと改めるものでございます。

附則第15条、これは特別土地保有税の課税の特例措置についてでございますけれども、法改正に伴う期間と関連部分の改正です。

次に、附則第21条の次に1条を加えて附則第21条の2とするものでございます。この附則第21条の2については、一定の法人で特定移行一般社団法人等が平成20年12月1日から設置しているものについて非課税とする特例措置が講じられました。そのためにこの適用を受けるための提出書類等を規定したものでございます。本町には該当はありません。

次に次ページの中段部より上の方になりますけれども、附則第22条の次に1条を加えまして、附則第22条の2とするものでございます。この附則第22条の2につきましては、東日本大震災、平成23年3月11日発生しました東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例規定の追加です。町民税の所得割の納税義務者が該当する場合に特例にかかる譲渡期限が7年を経過する日の属する年の12月31日までの期間というふうになるものでございます。本町には現在該当はあっておりません。

次ページの中段部になります。附則第23条につきまして、東日本大震災に揭げます住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の改正でございます。これは東日本大震災によって所有する住宅が居住の用に供することができなくなった従前の家屋等で、その住宅借入金等特別税額控除を受けていた場合に、残りの適用期間についても引き続き控除を受けられるという特例規定です。また第2項でその該当者が平成25年12月31日までに再取得家屋があり、それに伴う住宅借入金等がある場合に、重複する場合にはそれぞれの住宅借入金等特別税額控除が適用できるという特例規定が制定されました。これらに伴う町民税の該当者の関係規定を定めたものでございます。これに関しまして本町には現在該当者はあっておりません。

下段部になりますが、附則といたしまして、第1条は施行期日です。この条例は平成24年4月1日から施行するものです。ただし、第36条の2第1項の但し書きの改正規定及び次条第1項の

規定は平成26年1月1日から施行するものです。

次ページの第2条は町民税に関する経過措置です。改正後の第36条の2第1項の規定は平成26年度以後の町民税に適用し、平成25年度分までについては従前の例によります。

第3条は固定資産税にかかる経過措置です。別段の定めがある場合を除き平成24年度以後の分に適用し、平成23年度分までは従前の例によります。

第2項の新条例第10条の2は平成24年4月1日以後に取得された施設に適用し、平成25年度以後の分に適用するものでございます。

第3項につきましては平成24年度と平成25年度に限りまして改正前の税条例を適用させまして住宅用地に関しての据え置きの特例等の存置に関する特例措置等でございます。

次ページの中段部で、第4項でございますけれども、附則第14条及び附則第15条の第1項の読み替え規定分となっております。

以上で南関町税条例の一部を改正する条例の制定について説明終わります。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第30号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて

南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。

これは専決第2号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由と内容のご説明をいたします。

これは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律、平成23年法律第119号の公布等に伴いまして本条例を改正するものでございます。

それでは条例案について説明をいたします。議案書を2枚お開きいただきたいと思います。

南関町条例第12号で南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例として次のように改正したものでございます。

附則といたしまして、1項を加えるものでございます。第16項といたしまして東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例で、適用がある場合の国民健康保険税条例附則第4項及び第5項につきまして当該適用の読み替え規定等を追加したものでございます。

これに関しましても現在本町には該当者はあっておりません。

次に附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第31号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年度一般会計補正予算後専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。

専決第3号、平成23年度南関町一般会計補正予算（第7号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,579万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億7,416万1,000円とするものでございます。

今回の補正は交付金等の確定に伴い予算調整をしたものでございます。次のページをお開きください。

まず歳入でございます。2款の地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税でございます。38万1,000円を減額しとります。2項の自動車重量譲与税でございます、66万4,000円を減額しとります。

3款の利子割交付金でございます。1項の利子割交付金70万4,000円を減額しております。

次に4款の配当割交付金でございます。40万5,000円を追加しております。

5款の株式等譲渡取得割交付金でございます。5万4,000円を追加しております。

6款の地方消費税交付金29万6,000円を追加しております。

7款のゴルフ場利用税交付金でございます75万8,000円を減額しております。

8款の自動車取得税交付金でございます。420万5,000円を減額しております。

次に地方交付税、10款の地方交付税7725万円を追加しております。

21款の町債550万円を減額しております。

補正の総額6,579万3,000円、補正後の額50億7,416万1,000円とするものでございます。

歳出でございます。2款の総務費、1項の総務管理費でございます。6,500万円を追加しております。財政調整基金の積立金でございます。7款の土木費から災害復旧までは財源の組み替えでございます。予備費で79万3,000円を追加しております。歳出の補正総額は6,579万3,000円でございます。歳出予算総額は50億7,416万1,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。第2表の債務負担行為の補正でございます。県営南関西地区中山間地域総合整備事業、平成24年度から平成28年度までに債務負担を行うものでございます。金額が2,310万円でございます。これは今地区の圃場整備に伴い町道横峰草村線の町道の改修事業に当たる部分でございます。

次に5ページの地方債の補正でございます。1、ほ場整備事業債20万円を減額し、3,200万円としております。次に、道路橋梁整備事業でございます。50万円を減額し、1億4,220万円としております。

3款の小学校整備事業債でございます。50万円を減額しております。減額して2,560万円としております。

5款の消防防災設備整備事業でございます。420万円を減額し1,580万円としております。災害復旧事業でございます30万円を減額し、620万円としております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(佐藤安彦君) おはようございます。第32号議案、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定についてご説明いたします。

まず、提案理由につきましては、すでに南関町におきましてもセキアヒルズ内に3,300キロワットのメガソーラー発電所が建設中ではありますが、大規模太陽光発電設備の設置に係る負担軽減の

措置を講じることにより、クリーンエネルギーの活用の促進、環境に優しいまちづくり及び地域産業の活性化を図るためであります。

次のページをお開き下さい。南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例

第1条、目的でございます。この条例は、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会の実現に向け、町内において事業者が新たに設置した大規模太陽光発電設備に係る固定資産税の減税の措置を講じることにより、クリーンエネルギーの活用を促進し、もって環境に優しいまちづくり及び地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

第2条、用語の定義でございます。この条例において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。第1号、大規模太陽光発電設備、最大出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備（太陽光発電設備同時に設置される付属装置等を含む。）であって、規則で定める設備。第2号、事業者、法人又は事業を営む個人。第3号、対象事業者 大規模太陽光発電設備を新たに設置した事業者となっております。この用語の定義の中で、第1号では最大出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備という表記にしており、この説明といたしましては、平成22年度に表示に関する業界自主ルールが作成されておりまして、システム出力値は太陽電池モジュールの公称最大出力の和とし、表記が太陽電池容量、単位はキロワットとするということになっております。

また、公称最大出力は1枚の太陽電池モジュールが発電することができる最大出力、これが最大電力のことです。このようなことで最大出力が1,000キロワット以上という表記にしております。

第3条、固定資産税の減額 町長は、対象事業者が設置した大規模太陽光発電設備に係る固定資産税については、当該設備に対し、新たに課せられることとなる年度以後3年度分を限度として、南関町税条例の規定にかかわらず、当該設備に課せられる固定資産税の額から当該額に6分の1を乗じて得た額を減額するものとする。

第2項 前項の規定にかかわらず、南関町工場等設置奨励条例第4条の規定による課税免除又は不均一課税の対象となった事業所の大規模太陽光発電設備については、固定資産税の減額措置と重複して受けることができない。

第4条から次のページの第7条までにつきましては、固定資産税の減額申請、対象事業者の地位の承継、固定資産税の減額決定の取消し等、報告及び検査となっております。

第8条、委任 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則、この条例は、公布の日から施行し、同日以後に新たに課される大規模太陽光発電設備に係る固定資産税から適用する。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認たまわりますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 第33号議案、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案の理由と内容の説明をいたします。

まず、提案の理由といたしまして、今回の改正については、外国人住民の方についても住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されます。

また同時に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に加わるものでございます。

このことにより関連する各町の条例の字句等の一部改正が必要となったためでございます。関連する条例につきましては、5条例ございますが、各条例を一括で改正する条例案としたものでございます。

まず、議案書を1枚開いていただきまして、第1条でございます。第1条として、南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

この条例中の第2条で、この2条は登録資格でございますけれども、今回の法改正によりまして住民基本台帳法、昭和42年法律第81号に基づきまして、本町の住民基本台帳に記録されているものとしますというふうなことを基本として条項の整理をしたものでございます。

第4条は登録に関することでございますけれども、第3項に関しまして、第1号の「又は外国人登録証明書」を削除いたしまして字句等の整理をしたものでございます。

次に第5条の見出しの中で、「印鑑登録」を「登録印鑑」と改め、第2項第1号の「又は外国人登録原票に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部」これを「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいいます。以下、同じ。）でございます。又は氏名若しくは通称の一部」というふうにいたしまして、第2号の「以外の」を「又は通称以外の」に変更するものでございます。ほかにつきましては字句を整備したものでございます。

また第3項に、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができるというものを追加するものでございます。

第6条、これは登録事項に関しましてでございますけれども、その中の第3号の「氏名」を「氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び通称）」というふうに改めまして第7号として「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の方が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあって、当該氏名のカタカナ表記」というものを追加するものでございます。

第11条の印鑑登録証明書についてでございますけれども、これは第6条に第7号を追加したことによる改正でございます。

次のページでございます。第14条、これは印鑑登録の抹消についてでございますけれども、第1項第3号中の「氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記含む。）」に改正するものでございます。

続きまして第2条といたしまして、これは南関町手数料条例の一部を改正するものです。

今回の住民基本台帳法の改正に関連して、該当がなくなった箇所を整理するもので、別表中の「外国人登録済の証明手数料1通につき200円」これと「外国人登録原票の写しの手数料1通につき200円」これを削除するものでございます。

第3条といたしまして、南関町火葬場条例の一部を改正するものでございます。該当がなくなった箇所を整理するものでございまして、別表中の、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による登録者」これを削除するものでございます。

続きまして第4条としまして、南関町下水道条例の一部を改正するものです。これも該当がなくなった箇所を整理するもので、第7条の2、これは指定の申請というところでございますけれども、

第3項第2号中の「又は外国人登録証明書」を削除するものでございます。

第5条としまして、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。該当がなくなった箇所を整理するものでございまして、第14条、これは算定人員の確認というところでございますけれども、この中で「及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）」これと「又は登録」というところを削除するものでございます。

次に附則といたしまして、施行期日、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。また第2項及び次のページの第3項で印鑑登録の証明に関する条例に関しまして経過措置を定めているものでございます。

以上で南関町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。ご審議の上、ご承認たまわりますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第34号議案、平成24年度南関町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,822万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2,099万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、まず人件費でございます。4月1日の人事異動に伴って調整したもの、それから共済費の負担金が増額に変更になっている部分、それから法改正いわゆる子ども手当から児童手当に4月1日から変わっておりますので、予算の組み替えを行っております。

第2番目として、熊本県の予算が熊本県知事選挙のために骨格予算でありました。そのため熊本県としては6月期に事業関係予算を計上したため、南関町の予算においても補正したものがあります。

以上がだいたい今回の補正の主なものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。まず、14款の国庫支出金、1項の国庫負担金221万5,000円を追加しております。それから3項の国庫委託金4万4,000円を減額しとります。

それから15款の県支出金、1項の県負担金110万7,000円を追加しとります。2項の県補助金751万8,000円を追加しとります。3項の県委託金は16万7,000円を追加しとります。20款の諸収入、4項の雑入でございます。86万5,000円を追加しとります。21款の町債でございます。2,640万円を追加しとります。歳入の補正額3,822万8,000円を追加し、49億2,099万6,000円としております。

次に3ページの歳出でございます。1款の議会費30万4,000円を追加しとります。2款の総務費、1項の総務管理費については2,363万9,000円を減額しとります。2項の徴税費630万4,000円を減額しとります。3項の戸籍住民基本台帳費6万5,000円を追加しとります。4項の選挙費200万2,000円を減額しとります。5項の統計調査費18万7,000円を追加しとります。

3款の民生費、1項の社会福祉費2,508万7,000円を追加しとります。2項の児童福祉費29万5,000円を追加しとります。

4款の衛生費、1項の保健衛生費887万6,000円を追加しとります。3項の水道費3,000

円を追加しとります。

5 款の農林水産業費、1 項の農業費 7 3 1 万 3,0 0 0 円を追加しとります。

6 款の商工費、1 項の商工費 7 8 万 9,0 0 0 円を追加しとります。

7 款の土木費、1 項の土木管理費 5 8 3 万 8,0 0 0 円を追加しとります。2 項の道路橋梁費 1, 0 7 1 万 2,0 0 0 円を追加しとります。5 項の下水道費 3 8 5 万円を追加しとります。6 項の浄化槽整備推進事業費 2 万 1,0 0 0 円を追加しとります。

8 款の消防費、1 項の消防費 3 2 2 万 3 0 0 円を追加しとります。

9 款の教育費 2 9 8 万 6,0 0 0 円を追加しとります。内訳は1 項の教育総務費で 5 7 万 9,0 0 0 円の追加、2 項の小学校費で 1 5 7 万 8,0 0 0 円を追加しとります。それから 4 項の社会教育費 4 1 万 4,0 0 0 円を追加しとります。5 項の保健体育費 4 1 万 5,0 0 0 円を追加しとります。

1 2 款の予備費 6 2 万 4,0 0 0 円を追加しとります。

歳出合計の補正額 3,8 2 2 万 8,0 0 0 円でございます。補正後の額 4 9 億 2,0 9 9 万 6,0 0 0 円でございます。

5 ページの第 2 表の債務負担行為費の補正でございます。住基ネットシステムの機器賃借料、平成 2 5 年から平成 2 9 年度まで 9 6 1 万 6,0 0 0 円でございます。5 項の監視カメラ、不法投棄の監視カメラの使用料でございます。平成 2 5 年から平成 2 9 年度まで 9 3 万 6 0 0 0 円でございます。

次に 6 ページをお願いします。地方債の補正でございます。まず、道路橋梁整備事業でございます。限度額を 2 億 7 0 0 万円としとります。小学校整備事業 1 億 5,0 4 0 万円としとります。次が過疎対策ソフト事業 7,3 0 0 万円としとります。過疎対策ソフト事業につきましては法改正により限度額が変更されたものでございます。

(以下予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 説明の途中でありますが、1 0 分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 0 4 分

再開 午前 1 1 時 1 4 分

-----○-----

○議長(本田眞二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。建設課長。

○建設課長(大木義隆君) おはようございます。私からは第 3 5 号議案、平成 2 4 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について、説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 9 5 万円を追加いたしまして、それぞれを 2 億 7 0 0 万 4,0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款国庫支出金は 1 項国庫補助金を 1 0 0 万円減額して 2,9 0 0 万円とするものでございます。

2 款繰入金は 1 項一般会計繰入金に 3 8 5 万円を追加して、1 億 1,1 8 8 万 6,0 0 0 円とするものでございます。

4 款町債は、1 項町債を 9 0 万円減額して、3,3 1 0 万円とするものでございます。

歳入合計を補正前の額に195万円を追加し、2億700万4,000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。2款、事業費は1項公共下水道事業費に195万円を追加して7,280万1,000円とするものでございます。

歳出合計を補正前の額に195万円を追加し、2億700万4,000円とするものでございます。

(以下予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 続けてお願いします。

○建設課長(大木義隆君) 続きまして、第36号議案、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000円を追加し、それぞれ総額を480万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

5款繰入金に3,000円を追加して307万円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費に3,000円を追加し277万8,000円とするものでございます。

(以下予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 延寿荘荘長。

○延寿荘長(福田恵美子君) 第37号議案の平成24年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出それぞれ2,080万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,473万8,000円とするものでございます。

2ページをお開き下さい。

歳入9款、1項繰越金といたしまして2,080万2,000円を追加し、7,080万2,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳出、1款、1項施設管理費といたしまして26万5,000円を減額し、1億5,295万2,000円とするものでございます。また4款、1項予備費といたしまして2,106万7,000円を追加し、7,418万4,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(本田眞二君) 建設課長。

○建設課長(大木義隆君) それでは第38号議案、南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000円を追加し、それぞれ総額を8,892万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。3款国庫支出金は1項国庫補助金を239万1,000円減額して1,272万9,000円とするものでございます。

5 款繰入金は 1 項一般会計繰入金に 2 万 1,000 円を追加して、1,649 万 9,000 円とするものでございます。

6 款繰越金は、1 項繰越金に 237 万 5,000 円を追加して 237 万 6,000 円とするものでございます。

歳入合計を補正前の額に 5,000 円を追加し、8,892 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。

2 款事業費は 1 項浄化槽整備推進事業費に 5,000 円を追加して 4,724 万 7,000 円とするもので、歳出合計を補正前の額に 5,000 円を追加し、8,892 万 8,000 円とするものでございます。

(以下予算書により説明)

続きまして、第 39 号議案、町道の路線廃止についてと、第 40 号議案、町道の路線認定については、関連がありますので、合わせて説明いたします。

路線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 1 項、路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき提案をいたすものでございます。

路線廃止につきましては、新しく路線を認定する前段として、一旦廃止をするものでございます。今回の廃止路線は、別添図 1 枚目、起点、県道植木大牟田線から終点、ティエフオー入り口へ接続する米田冷水線で路線番号 74、延長は 496 メートルでございます。この路線は次号議案で提案いたします同名路線米田冷水線に関連するものでございます。米田冷水線につきましては、町誘致企業のティエフオー立地に伴い平成 18 年に町道認定されたものですが、この度当該地区に設置が計画されている公共関与管理型最終処分場建設に必要であるとして県の公共関与推進課からの申し出に基づき現路線を一旦廃止し、延長して認定に付すものでございます。路線延長が 566 メートルといたしております。

次に、認定に付しますのは、大字久重の徳丸線でございます。現在は県道大牟田南関線の字打越付近から北東に延びる民家 2 戸までの農道で、延長が 80 メートル、幅員が 2.5 メートル以上となっております。地域からの陳情を受け、南関町道路路線認定基準要綱にも合致することから、今回認定に付するものでございます。路線番号を 356 番といたしております。

以上、町道の路線廃止、路線認定についての説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第 41 号議案、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

今回の一部変更は、熊本市が平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市となり、住居表示の変更がなされたために変更するものでございます。

第 4 条中、「熊本市」の次に「東区」を加えるものでございます。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おはようございます。それでは第42号議案、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案理由及び内容についてのご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を得る必要があるためご提案するものでございます。

内容につきましては、地方自治法第291条の3第3項の規定によりまして、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

規約中の6条に広域連合の事務所の住所の規定が定められております。今回熊本市の政令都市移行に伴いまして行政区の設置がなされましたことから、第6条中「熊本市」の次に「東区」を加えまして、熊本市東区健軍2丁目とするものでございます。

また附則につきましては、この規約は市町村の協議が整った日から施行し、変更後の規約の規定は平成24年4月1日から適用すると定めるものであります。

以上で規約の一部の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第43号議案、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

今回提案いたします工事請負契約は、南関第3小学校屋内運動場耐震改修工事についてでございます。第3小学校屋内運動場は昭和51年建設、現在37年が経過し、耐震性の指標であるIS値の値が基準値0.7に対し0.23でありますので、早急な改修が迫られているところでございます。

主な工事の内容としましては、屋内運動場628平方メートルの耐震補強のため全面改修を行うものでございます。合わせてトイレ、更衣室、避難待機室の増築133平方メートルを行うものでございます。

入札は平成24年6月5日、株式会社 池田建設など10社による指名競争入札を行い、津留建設株式会社が落札しまして、6月7日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以下議案書により説明いたします。

工事名、南関第3小学校屋内運動場耐震改修工事。

2、工事場所 南関町大字相谷地内

3、工期 議会の議決を得た日の翌日から平成25年3月8日まで。

4、契約金額 1億9,267万5,000円、税込みでございます。

5、契約の相手方 南関町大字関町1236番地

津留建設株式会社 代表取締役 津留克也。

6、契約の方法 指名競争入札でございます。

以上、説明し、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第 2 2 一般質問

○議長（本田眞二君） 日程第 2 2、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。8 番議員の質問を許します。8 番議員。

○8 番議員（山口純子君） こんにちは。8 番の山口です。ただいまより一般質問を行います。

南関中学校の通学路についてでございます。1 番として、小原のクボタ前から入る通学路は農家の方々が事故等で心配されておりますので、変更を申されていると聞いていますが、この件について学校及び委員会の見解を尋ねます。

2 つ目として、坂下三ツ角及び通学路の安全についてお尋ねします。このクボタ前の道は平成 14 年に校門前より新設されました道路は地権者の方々がクボタの横に通らないようにということで提供されたと聞いておりますけど、そういうことをお尋ねします。

また三ツ角の工事につきましては、今 7 軒が立ち退きされて解体されておりますが、その後の工事の進捗状態を県の方からのお答えになると思いますけどお尋ねします。

以上、後は自席にてご質問いたします。

○議長（本田眞二君） 8 番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。8 番、山口議員の質問の 1 番についてですね、お答えをさせていただきますと思います。

小原のクボタ前から入る通学路ということですが、現在ですね、第 1 小校区、第 2 小校区の自転車通学生がクボタ前から降りていきます町道から農道にかかる中学校の北側に入る道路を利用しているわけです。今、山口議員が申されましたように、中学校の正面の道路が建設されることによって、手前から入るのを、県道のボックスをくぐって行く方向に変更を予定していたということでございますけれども、中学生の自転車通学生の安全を考えると、どうしても危険度の方が大きいと、農業者の方々は町道をくぐっていくボックスの方から農道に曲がる方が危険だというふうに、地元の方の思いもあるわけですが、自転車の台数ですね、通学生徒の台数、これを考えるときに、もし県道のボックスを、小原の交差点の県道のボックスをくぐりますと大変狭いうえに暗い、そして時々やはり、あそこに設けられております縁石に車がぶつかるといような事故も発生しております、しかもあそこをくぐらせますと 1 小、2 小、3 小校区の自転車通学生及び歩いて通う生徒まで一緒になってしまうということで、大変危険度が逆に増すわけですね。

そういう意味で農業者の方々にはご理解をいただいてうえで、今後も今のところ変更しないままこちらの方から 1 小、2 小校区の自転車通学生につきましては町道のボックスをくぐって、そして農家の方々の通行の邪魔にならないように気を配りながらですね、迷惑をかけないように通学をさせていただきますということでおるところでございます。

その際に、地元の方から、どうもあそのボックスの中に下校時などですね、男の子と女の子がようデートしよるといような情報もありましてですね、そのへんにつきましては中学校の方にせんだってもし生徒指導ということでお願いをしたところでございますけれども、たまり場にならないように、あるいは農家の方々の迷惑にならないようにということで、今後も指導を継続していただきたいということでございます。

以上です。あとは自席にてお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 8番議員のご質問の2番目、坂下三ツ角及び通学路の安全について尋ねるということについて、建設課からは県の事業、交差点改良の事業の進捗についてを主にお答えしたいと思います。

現在、坂下三ツ角につきましては平成23年度の繰越工事としてせんだって百貨店前の歩道が工事が完了をいたしているところです。それと今現在、交差点の南側にあります元食堂の解体が行われたところというのは皆様ご存じかと思います。本年度、24年度におきましては県の方で用地と補償についての交渉を進められ、県の計画としましては平成25年度26年度2ヶ年間で工事を進めてまいりたいという方針をお聞きいたしているところです。交差点につきましては以上のような計画と進捗状況ということになります。

また玉名八女線それから植木大牟田線につきましては歩道がないところがございます。そのことについても計画をお尋ねいたしました。2月の29日に町は公共関与の関連の地域振興策として道路の歩道設置等についての要望書を出しておりますけれども、今のところまだその回答、計画はできてないというふうな状況でございます。

以上で建設課からの回答を終わりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 再質問をお願いします。8番議員。

○8番議員（山口純子君） はい。私も、その信号機の方を通ったら危険を伴うと思いますけれど、この前も私、農道になっておりますね、あそこは。通って見ましたが、非常に狭くてですね。がたがたしてるんですよね、道路の整備ができてなくて。そこの地権者の、地元の人に聞いたら、通るなら少しぐらい修繕なり草刈りなりはしたらどうだということを聞いて、やはり通学路にはなっているかどうかをちょっとまずお聞きしますけど。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 現在は通学路だから自転車でそこを通学しているわけですね。ただやっぱり整備ができてないということにつきましては、今後、水利組合の方とか、農業者の方々のご支援を得にやいかんわけですが、生徒が通る以上は町としても努力をしていかなければならないということになります。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） 特に農繁期で、あそこは一台しか通れないような状態なんですよ。そして草刈りは当然地権者の人たちが、そして地権者の人が、まず何のために前の正門からの道路を通った、しばらくは前の議員さんが言っとった時期は通りよらんだったけど、最近になったらやっぱり堂々と通って。それからJAのスタンドのちょっと坂になっているんですよ。あそこから急と上がって、非常に県道に出る時がどきどきしとかにちゃんと地元の人たちもおっしゃいますし、そういう指導をなされているかどうか。お願いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 教育長の方から総括的なことをご答弁させていただきましたけれども、ご質問の中に学校ということで書いてありますけれども、以前の、10年前に出来た経緯の中でそういった話が、強い要望が農業関係者の方からあったというのは事実だったようでございます。

以前おられたですね、管理職の先生にちょっと聞きましたところ、農繁期にですね、いわゆる今の5、6月の時期といわゆる稲刈りの時期にですね、あそこをですね、通らずにまっすぐ通した時

期があったと。その時は、朝ですね、教職員が立つと、PTAもお願いしてですね、3年ほどですね、実施をしたということなんです。

ところがですね、やはり子どもたちの通学の時間帯が非常に長いということで、先生たちの負担と、第一義的にはやはりJAのスタンドの前がですね、やはり歩道が切れているということで非常に危ないということで、学校とPTAとですね、会議を持たれて、やはり短期間でもですね、やはり元の通学路の方が安全であるということで元の方に戻されたというふうに聞いております。

やはり右側の歩道をですね、行かまして、どうしても切れますとですね、やはり歩道のないところを道路交通法上ですね、違反して右側を行かなくちゃいけないということと、高校生がですね、向こうから来ますので、やはり非常に危ないということと、今子どもたちの通学で事故が多いということを鑑みますと、今の状態で、お願いをせざるを得ないと。その中で、やはり学校側にはですね、強く農繁期のときには特に向こうから車が来たらですね、子どもたちは止まるぐらいのですね、指導をしてくれということは先日ですね、教頭先生を通じて申し上げたところでございます。

そういうご理解をですね、ぜひですね、得ながら、スタンド前ですね、歩道ができることと、ボックスの中ですね、あそこはなかなかやはり広がるというのは物理的に厳しいというふうな感がありますので、どうしてもやはり今のところをですね、お願いせざるを得ないかなというのが委員会または学校の見解でございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） やはり安全面についてはそちらの方がいいかなという感じですけど、やっぱり地元の人たちがそういう経緯が、平成14年にその用地を売った人から、やはりまだ通りよるばいとかいう声があるそうなんです、やはり学校側とですね、農家の人でも1回話し合っただの改良、そこのところも、やはり本当に通ったらがたがたで、車が、そして徐行しないということなんです。軽トラックが行くけど、そのままの状態。だから通ってよかもんと思ってからですね。やはり学校の方が指導されて、そしてあそこのガード下では何か運動会が終わった後に、やはり男女の交際がでましたところ、非常に人気者になって、あそこがたまり場になっという言われたもので、たまには隠れてするよりかよかろうなということがでましたけど、やはり指導の方はですね、農家の人たちが注意してから、気をつけて帰らにゃんばいと言われたこともありました。

だから、堂々としてあそこのガード下がたまり場になっておりますので、学校側にもたびたび注意なさってください。

それであそこの信号機からですね。昨日通ったときは子どもたちは高速バスの方から、あそこ三箇所ありますね、そこから来た子もいるんですよ。だから注意されたのかなと思いましたけど、あそこの、県の方ですね、昔のたばこ屋、あそこはもう拡張はできないんですね、ちょっとそういうことたびたび、あそこは非常に信号無視の車とか、警察にも言いましたけど信号無視の取締りもありませんしね、非常にガード下で事故があったり、多発しておりますので、拡張、何回も拡張されてますけど、そういうのはちょっとどうなってますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） その件につきましては建設課を通じて県のご見解を聞く必要があるかと思いますが、ちょうどあの交差点の中にゴムのポールが立ってますけど、実際あそこを拡張してもボ

ックスが広がらないという事実がありますので、その辺としてはなかなかボックスとの関連からして交差点を広げてもなかなか厳しいと。交差点を広げることはやぶさかではないんですけども、そういうボックスとの関係というのをちょっと考えて、安全性はどうかというのは非常にですね、熟慮する必要があるんじゃないかというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 8 番議員。

○8 番議員（山口純子君） どうぞ子どもたちの安全のためにはやはり県にもですね、伝えながら、それとこれに関連しておりますけど、坂下の三ツ角の件ですけど、7 軒が今工事というか、解体に入っておりますけど、着々と工事が進んでおりますので、これから先は遅れないようにですね、県にも、遅れてないとは思いますが、どうぞ、そしてまた振興策であります大牟田八女植木線とかもそういう課題にのっておりますけど、やはりいち早くですね、歩道がない整備は本当に町からもじゃんじゃん言いながらしていただきたいし、また白線がですね、とぎれて非常に狭い道なんか、町道でもありますけど、切れ具合がですね、非常に横断歩道等、そういうことは考えておられますかね。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） はい。今 8 番議員申されたように、白線が切れているところ、結構目立つように思います。改めて県の方に交差点の改良の計画的な推進と、白線等の引き直し等をですね、強く求めてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（本田眞二君） 8 番議員。

○8 番議員（山口純子君） その歩道の件ですけどね、白い、ちょっと幅が足らんとされんとか、ちょっと聞いておりますけど、大牟田の方のミスターマックスの上にちょっと行ってみましたけど、あそこには小学校、天道小学校がありますけど、グリーンのはっきりした、狭い道だけど、そういうグリーンの歩道があります。これは境田議員が一回色を変えたらということをおっしゃっておりますけど、そういう考えはございませんかね、課長。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 私も現地をですね、見たことはございますけど、やはりはっきりとして区分が分かりやすいなという感じがいたします。そのへんにつきましては、やはり予算等もございませうけれども今後の検討課題かなというふうに考えてるところです。

○議長（本田眞二君） 8 番議員。

○8 番議員（山口純子君） やはり登下校の事故ですね、運転者のミスが非常に今多発してですね、病気やら何やらで、それはやはり事故がないように歩道との境がないところの事故が非常にこのごろ、山鹿とかあっておりますけど、それはやはり大人の責任だと思うんですね。教育課の方ではそういう危険箇所とかのチェックはなされておりますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 通学路の危険箇所につきましては今年度に入って新学期から全国的に流行するように大変悲惨な事故が発生しましたこともあってですね、文部科学省そして県教委もしっかりとこの点については指導の徹底と同時に危険箇所の点検をやるようにという指示がまいりまして、町内では 4 月の校長会で、4 月中に危険箇所マップを報告をしてもらうようお願いをしまして、PTA 総会後危険箇所マップを作成されまして、提出をいただいたわけですが、何と、荒玉で一番

最優秀な危険マップをつくったのが3小校区でございました。それこそ後の質問、議員さんの質問にも重なる部分あるんですが、危険な通学路ばかりじゃなくてですね、危険箇所なども全部写真をとって、そしてこれを全世帯に配付するという計画まで立てられております。

それぞれの、中学校は中学校としての自転車通学路の危険箇所全部報告受けておりますし、それらについては保護者も知ってですね、そして対応するようにということです。体制がとられております。

○議長（本田眞二君） 8 番議員。

○8 番議員（山口純子君） そのように3小は優秀な学校で、やっぱりマップとかも町中がそういうのをですね、これから先調査しながらいってほしいと思いますが、やはり登下校の事故が非常に発生しておりますから、やっぱり歩道はまっすぐ行って運転者のミスですね、そういうのがあって子どもたちが犠牲になっておりますので、どうぞそれは悲惨な事故がないようにですね、道路整備、私たちの責務とは思いますので危険な場所を把握しながら、早めに改良検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問終わります。

○議長（本田眞二君） ここで昼食のため1時まで暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時51分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務課長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 先ほど予算説明しました中にですね、誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。予算書の誤りがありましたのはですね、南関町介護サービス事業特別会計補正予算書でございます。

1 ページをお開きください。

この1 ページのですね、提案の日付が誤っておりました。平成24年6月14日に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（本田眞二君） 訂正おわかりですか。

それでは8 番議員の一般質問が終了したところでしたので、引き続きまして1 番議員の一般質問を許します。1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君）

こんにちは、1 番議員の井下です。今回は2点に関しまして質問したいと思います。

まず、1 つ目は南関町内を運行する公共交通、主にバスについてお尋ねします。1 つ、現在町内を運行しているバスは便数も少なく、便利なようで実は非常に利用しにくいのではないだろうかと思っております。

なぜならば、高齢者率も高いこの町内においてバスというのは町民の方の足となるべきものだと思いますが、実際のところ、今のバスは乗っておられる方もわずかで、また時間帯によってはどなたも乗っていないという便もあり、俗に言われている空気を運ぶ空気バス状態になっております。

確かに生活様式、交通体系の変化も理由の一つと考えられますが、このバスの便数また時間帯につきましても、そこを含めましても町としてはどのように思っておられるかお尋ねします。

2点目が、またこのバスの事業者、主に産交バスと大牟田交通に関してですけれども、どれぐらいの補助金が町から支払われているのか金額をお尋ねします。

また他の市町ではオンデマンドバスやタクシー事業者などによりバス運行に変わる様々な対策を取られているところも多くあります。南関町としては今現在何か対策として考えがあるのか、それとも現在のままでまだいいという考えなのか、どちらかをお尋ねします。

それと2点目に、2つ目につきましては子どもの安全対策についてです。

現在貼られている各家庭結構多く目につきますけれども、駆け込み110番のシールについてですけれども、もう何年の前からそのまま状態にあるように思います。というのはせっかく貼ってある家がすでに空き家になっていたり、シールが破れたままでほとんど貼ってある状況が確認できないようなところも多くありますので、このシールに対しまして、確認とか見直し、これは町なり学校なり、そういうのはされているのでしょうか。

また通学路に関しましては、防犯灯の整備がまだまだ不十分だと思います。今後の設置予定はどうなっているのかお尋ねします。

最後に、今年の3月10日ですね、福岡の西区で、子ども4人で遊んでいたボールがため池に落ち、取りに行った子どもが亡くなってしまうという悲しい事故が起きております。この南関町にも河川、堤等危険と思われる箇所が多数あると思いますけれども、そういったところの確認または把握は町としてされているのかという質問です。

質問は以上、大小分けて6点になります。明確な、そして前向きな答弁をお願いいたします。

以降は自席にて質問を続けさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました1番、井下議員の町内を運行する公共交通のご質問にお答えいたします。

町内の公共交通機関路線バスにつきましては、産交バスと西鉄バスが運行しているところでございますが、車社会の進展や少子化により利用者は年々減少している現状でございます。町内の路線は2社とも赤字であります。交通手段のない人たちの公共交通の確保の観点から国、県、関係市町が補助金を出して運行の維持確保をしているところでございます。

路線バスを運行するための補助金も利用者の減により年々増加の傾向にあり、財政の圧迫もかなりかねないと思っております。今後の公共交通のあり方について、利便性やコスト面からも十分検討していかなければならないと考えております。

詳細につきましては、担当課長が説明し、子どもの安全対策につきましては教育長の方からお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それでは1番井下議員の2番目の柱の子どもの安全対策についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の現在貼られている駆け込み110番シールということですけど、110番の家で

すね、実は井下議員に空き家を中心にどうも見られているかと思えますけれども、今年ですね、3月までに学校応援団事業というのが今スタートしておりますけれども、公民館に統括コーディネーターそして各学校には学校の支部コーディネーターという町委嘱の職員が配置されておまして、この方々とPTAが連携を取りましてですね、去年、実は課長から区長会でこの見直しを図りたいということを提案してもらった後、新設や撤去を整理するために取り組みがなされました。現在393世帯に、町内ですね、こども110番の家を引き受けてもらっているところです。

それから110番の家というのぼり旗もですね、20本、町に寄贈がありましたので、これについては学校区ごとに5本ずつぐらい、商店を中心に立ててもらおうということで配付をし、あとは学校にお任せをしておりますが、まだ取り組みに至っていないところもあるかと思えますけど。

なお、配置された家庭につきましては、それぞれの学校からお手紙等も、協力へのお礼のですね、手紙等も添えて、そして子どもが安全に登下校ができるようにというような手立てがとられているところです。

なお、空き家等についてまだのところはやっぱり今後点検をしてもらう必要があるかなというふうに思います。

2番路の通学路の防犯灯の、まだまだ整備不十分ということでございますけれども、昨年度はですね、関外目地区で立山方面に、国道443沿いを帰る自転車通学生が非常に真っ暗なところを帰りよるということで、要望がありまして、10基ほど向こうは設けられました。それから高速ボックスを外目の子が転居された家庭ですけども真っ暗なところ通りよるということで、そこも設置をさせてもらっております。

そういうふうなことで、要望があって、必要であれば設置をしていくということで都度取り組みをさせていただいておりますけれども、とにかく町内面積は広いけども、いよいよ生徒数は少なくなってきましたし、そしてせっかく作ったけども3年後には用がないというふうなことで、ぜひやっぱりここは必要だという強い要望のところはですね、今後も対応していく必要があるかというふうに思います。財政的な負担と、それから危険度と、両面から考えていく必要があるかと思えます。

3番目、町内の河川など含めた危険箇所確認。一応さっき自転車道でありましたのに、並行してですね、これが先ほどちょっと山口議員に答えた3小校区の危険マップです。これ警察の方にも提出されておりますけども、この中に、例えば3小校区でここにため池、三霊宮の前のため池ということで、こんなふうに書いてあります。ときどき魚釣りをしている子どもがいると、しかし石段やコンクリートのスロープが滑りやすいというようなことですね。チェックがされております。

このようなことで、それぞれの学校がやっているわけですが、何年か前ですね、フェンスが破れているところから、立て札は立ってただけど入り込んで魚釣りしよったということで、委員会に連絡が入ったことがありましたし、休み前にはですね、そういったところを地域の方々と一緒に対応していただくための、いわゆるソフト面の生徒指導ですけど、しっかり強化をしていかなければというふうに思いますし、ハード面でやっぱりそういう危険箇所につきましてですね、それを改善するための地域のご協力も、点検の結果で得なければならない分につきましては町の方にも連絡をしていただいて対応しなければというふうに思います。

以上お答えしまして、あとの質問は自席から、あるいは細かなところは課長の方から答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 南関町内を運行する公共交通についてですね、①についてお答えします。

便数が少ないことについては先ほど町長の答弁にもありましたように、利用者が少ないので便数を少なくして運行している状況です。時間に開きがあると不便ですが、運行回数を増やせば経費も増え、その分町の負担も大きくなるのでやむを得ないものと思っております。

②についてです。産交バス関係、5路線あります。産交バスには昨年度の実績に2,191万8,000円支払っております。それから西鉄バス、これはですね、吉野線、吉野線は上内峠をって行く分ですけど13万円です。それから、これは町が独自で委託している分ですけど、庄山南関線、これが1,037万7,000円です。産交バス関係の路線ごとにもう少し詳しく説明しますと、南関から交通センターまでの路線111万2,000円です。それから南関から植木までの路線もあります。343万8,000円です。それから山鹿市役所、山鹿までの路線は2路線ありまして、平山温泉経由と三加和温泉経由があります。まず平山温泉経由ですけど437万5,000円です。それから三加和温泉経由が721万1,000円です。それから玉名市まで南関から玉名までの路線、これが578万2,000円です。以上が産交バス、西鉄バスに出資している補助金の額でございます。

③についてですけど、利用状況から見て投資効果が少ないのが現状であり、先ほど町長答弁にもありましたように、利便性やコスト面などを考慮し、今後コミュニティバス、オンデマンド型バス、タクシー等の活用も今後検討していかなければならないと思っています。

一つの検討でございますけれど、庄山南関線でございます。庄山南関線については町単独で西鉄バスに委託を、運行をお願いしているところです。大牟田市との定住自立圏構想の枠組みの協議も行っておりますし、この路線を国補助の路線にしていこうと、いわゆる南関から大牟田までの路線にしていこうことによって国の補助が受けられるということになれば、この今1,000万円近く払っておりますがこの負担額が減ってくると。今後大牟田市との協議を行っていきいたいというふうに考えているところです。

また、今のところ各市町から路線バスの廃止についてということは上がっておりませんが、路線バスを廃止する場合にはですね、熊本県バス対策協議会また玉名地域ブロック協議会で審議し、関係市町の承認を受けなければ廃止することはできないというような状況でございますので、今後協議会などを通じて関係市町と協議していきたいと思います。

ただ、どこの自治体でも路線バスの運行に対してかなり先般から課題だというふうなことで考えておりますし、先ほど井下議員の中にもあったとおり、いろんな方法で検討している自治体も数多くあります。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 再質問をお願いします。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 確かに自分もですね、今の現状を、今の公共交通のあり方については本当に不自由さが増してよくない状況だと思います。

2番目のですね、町からの補助金ですけども、これ3,000万円超えて、3,200万円相当になっておりますけども、これもですね、利用されている方たちからすれば大事な足なわけですから、全く無駄というわけにはいかないと思いますけれども、利用状況から見てですね、やっぱりこれは高い支出になっているんじゃないかなと思います。

そこで、3番目の自治体の検討課題で今課長の方からも検討を進めていきたいという答弁をいただきましたけれども、私たちもですね、委員会の方で2月三重県の玉城町までオンデマンドバス交通に関して研修視察に行ってみいました。そこは町民の85%の満足度を求めたうえで進められたそうですけれども、結果93%の方が満足という形で、今のところ成功しているようです。

近隣ではですね、長洲の金魚タクシーについては、今年中、今年度中の概算で大体300万円ほど支出が減っている、減るだろうというような話も聞いております。

いろいろですね、自分たちもこのオンデマンドバスとか長洲の金魚タクシーに関しても資料は自分も揃えておるつもりでおります。また南関町ではですね、現在まちづくり推進課の方でタクシー料金の半額助成制度とか社協が委託されて行っている移送サービス等もあります。いろんな形で高齢者の方の足となるような形で、今町もいろんな策を講じられて進めておられますけれども、この町全体を考えたうえでの公共交通についてはですね、こういったそれぞれの担当課をですね、垣根を越えて、大きい視点で検討していくことが大事じゃないかなと思いますけれども、この点に関してはどうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 町内の公共交通のあり方、どうあるべきかということで現在南関町では福祉バス、今、井下議員からあったとおり福祉バス、福祉事業それから社協がやっている移送サービスをやっております。南関町のこの地形的なもの、地理的条件は総合的にやっぱりいろんな意味から考えていかなければならないだろうと思っております。

どういう、例えば玉城町が成功したと、90%以上の方が満足だというようなことであっても、そのシステムが即南関町に適用されるかというのは問題であろうし、やっぱりそれぞれの地域、特色をやっぱり検討していかなければならないし、今後、利用者の方たちの意見をですね、やっぱり取り入れながら整備設計をやっていかなければならないだろうと。まず利用者、それから経費的な部分、利用状況も含めてですね、総合的にやっぱり考えていかなければならないだろうと思っておりますので、現在やっている制度的にやっている部分もですね、総合的な一つの住民の皆さんの交通の手段だということをですね、踏まえて検討していきたいと思っております。

ちなみに、先ほど説明が漏れておりました。実際、利用状況が少ないと言いました、先ほど、大体1台に何人ぐらい乗っているのかということをやっと説明不足でしたので、あえてこれ路線バスの利用状況を申し上げます。南関から交通センターまで産交バスですね、南関から終点までの間にどれだけ1日平均1台に平均乗ってらっしゃるかという部分でとらえております。交通センターまでの路線でいきますと1台当たり47.8人です。これは熊本市内で乗られる方もいらっしゃいます。この路線に乗られた方も含めています。それから植木まで、南関から植木までは1台あたり6.3人です。それから山鹿の平山温泉経由、1台あたり4.2人です。それから三加和温泉経由、山鹿の三加和温泉経由はですね、1台あたり6.0人です。玉名線ですね、玉名市までが1台あたり6.2人です。それから西鉄バスの大牟田吉野線ですけど、1台あたり39.5人です。それから庄山線、1台あたり1.9人です。以上、1台当たりの平均の乗車人数でございます。申し添えます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） そうですね、これ、やはりこれから検討されていくなかで南関町は南関町

のその地形それから人口集落の体系とかそういうのもいろいろ絡んできて、よその町とは同じようにはできないとは思いますが。けれども、今言いましたようないろんなやり方が各市町でもやっておりますので、南関町においてもですね、交通空白地帯の人たちもおられます。また今後バス路線の廃止を逆に今の時点で心配されておられる方もおられます。高齢化に伴い免許を返納しようと考えておられる方もおられます。どなたもこの路線に、バスに関してはですね、本当に必要な足となります。

町の現在の支出額も含めてですね、今の時点で待ったとは言えない状況になってきていると思います。ぜひこのバス路線に関してはですね、町の重要課題の一つとして今後検討していただきたいと思いますけれども、そこはどうですかね。町長はどう。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、担当から、課長が説明しましたようにですね、大変この南関町の地形上から考えますと厳しい状況にあると私は思っています。

もしもそういうことにしますとですね、今までタクシーの、いろんな施策しておりますけれども、これと比較しながらですね、今後検討して、新たにできるような形にしていきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） ぜひ検討していただきたいと思います。町民の方にですね、安全と安心をある程度提供できるような形で進めていただければと思います。

次のですね、子どもの安全対策についての方に移りたいと思います。

これ、今、教育長の方から言われましたように、1 回見直しは3 月までに済んでいるという報告をいただきまして、自分の大変話、説明を聞きながらですね、ああよかったかと、今思っております。ただですね、その、これは後々の質問にも重なってくるとは思いますが、保護者と子どもの間で、どこどこに貼ってあるとか、そういった認識も今後必要じゃないかと。これ全部の件に関して言えることなんですけれども、そういうふうに思います。

見直しがある程度済んだところで、旗も結構目立つところに何本かもう立っておりますので、これは非常にいいことだと自分も思っております。

よその市で、今の110 番のステッカー、大変サイズのちょっと小さいんじゃないかと自分は思っておりますが、よそではA サイズをもうちょっと大きくしたようなですね、そういったステッカーも結構利用して貼られていると思いますけれども、このステッカーの大きさに関してはですね、これはいざ目立って、駆け込みができる状況だけでなく、それを貼っていることによってですね、抑止力にもかなり効果を現すんじゃないかと思っています。

こういった大きいステッカーを今後作るとか、作成するとか、そういった考えとか今のところどうなんでしょうか。もう現在の小っちゃいままなんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） ステッカーにつきましてはですね、23 年度に見直しをいたしまして、本来なら新しいステッカーをですね、作る場所だったんですけども、前回作ったステッカーが1,000 枚ほど余ってございましたので、やはりそれを使わない手はないということで使いました。

しかし、ご指摘がありましたように、確かにあれはですね、実際貼っているところがいつも常時

おられるとは限りませんが、やはり大きく貼っていると抑止力というのはですね、やはり一番効果があるんじゃないかと。だからもう少し目立つようにというのはですね、大変ご意見としては承りましたので、次の回には大きくして作りたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） ぜひ大きいのも貼って、よそからこの南関町に入ってこられた人もですね、南関町は防犯にものすごく力を入れているなど、逆にそう思ってもらえるような形で対応していただければと思います。

次 2 番のですね、防犯灯をですね、確かに最近数も増えてきてますし、道路もきれいになってですね、明るくなってはきております。あくまで防犯の意味から考えればですね、できれば大通りから 1 本若しくは 2 本入った人通りの少ない道路にこそですね、必要じゃないかと思えます。幸いなことにですね、今まで大きな事件にこそなっておりませんが、一歩間違えたら大変な事件になったというようなことも幾度となく起こってます。こういうのはですね、回りは何もなくてよかったねと、そういう言葉を掛けられたりもしますが、本人にとってはこれはもう大事なことで、トラウマになって一生消えないようなことも考えられます。冬場ですね、5 時 6 時ぐらいになったら本当に通学路として真っ暗になるところもあります。確かに人通りも少ないし、他の効果としては望めない部分もあると思いますけれども、そこを子どもがですね、一人もしくは二人で帰っているのであれば、そういうところこそですね、本当に、自分たちもやっぱりそういうところを通るのはあんまりいい気持ちはしません。そういったところの整備もですね、もっともっと必要になると思いますけれども、もう一度言いますが本当の防犯の意味においてですね、設置する場合、地元からの要望もそれは確かに多いと思いますし、けれども優先順位というのをしっかり考えられてですね、本当に必要などところをもう一回検討されながら設置をしていただければと思いますけれども、それどうでしょうか。

○議長（本田眞二君） 課長。

○教育課長（大石和幸君） 防犯灯につきましてはですね、皆さん今日のニュースでご存じでしょうけれども、白熱灯から LED にですね、変わっていくということをまず踏まえてですね、これにつきましては電気消費量が 6 分の 1、LED がですね、約 6 分の 1、それから耐用年数は約 40 倍、値段についてはやっぱり 10 倍から 20 倍という見解が出ております。

これについていきますと、初期投資がかなりかかると。小原上長田線いわゆる農免道路にですね、一度ちょっと暗いところに付けたんですけども、たまたまそこに電気が通ってなかったものですから、電気の線を持っていくのにかなりですね、費用がかかりまして、予想以上にかかったというのがありました。

そういうことを体験した中で、確かに子どもの命や安全を考えるとそういったことではないのかもしれませんが、実際問題としてそのへんのところを少し考えますと教育委員会といたしましても、今子どもたちへの、明るいうちに帰ってくださいとか、見守りお願いしますとか、例えば子どもの学校にですね、残って、お迎えをお願いするとか、そういうなですね、地域と学校と家庭をですね、うまく連絡しながら、本当に暗くなって帰るときにはお迎えをしていただくというような対策をとっているわけですが、そういうことを含めましてですね、防犯灯の必要などところはやはりその代表区長さんと区長さんとかですね、PTA、学校から十分検討して、印鑑もちゃん

ともらってですね、そして私たちが出向いて、そこには必要かということを対処的な療法ですけども、やはり先ほど言いましたように、予算的なこと、それから長期的なですね、展望というのはやはり子どもたちが卒業したりいろいろ変わってきますので、そこを長期的に展望するためにはよほど住宅の立地具合とか子どものところをですね、ちょっと何とかな、費用をかけて調査しなければちょっと全体的な展望はなかなか難しいんじゃないかと思ってますので、そのへんができるかというのはまだちょっと財政的なことも含めてですね、南関町を総合的な感じで防犯の、そういった防犯灯を含めて防犯の計画が立てられるかはですね、ちょっと検討させていただきたいと思えますけれども、現状としては対処的なことでやっていこうと思っておりますけれども、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 今言われましたように、確かに費用も今後は嵩んでくるとは思います。けれどもですね、やはり子どもが今後そういった子どもの数ですかね、が減ってきて、通学する子どもがいなくてということも考えられますけれどもですね、やはり安全性の面で考えていったら、優先順位はどうしてもやっぱりその部分に力を入れながら検討していったって設置をしてもらいたいなと思います。

3 番目のですね、危険箇所に関してですけども、小学校に関しては先ほどの教育長の方から危険のマップづくりなどが行われるということを説明ありましたけれども、中学校で前は毎年夏休みになれば保護者懇談会で、各校区にわかれて、中学校の保護者からの危険箇所の提案等がまとめられて役場の方に提出されていたんですけども、現在もそういうことは行われているのでしょうか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 中学校のこれは危険箇所マップなんですけども、年度当初もそのような取り組みしてもらってますが、休みに入ってからのもので地区懇談会というのは従来どおり行われております。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） その地区懇談会でやっぱり町の方に改修工事なんかを依頼される場合もあると思うんですけども、そのことに対して町の取り扱いというのはどういった形で、毎年1 件なり2 件なりあっているのでしょうか、そのへんの現在の状況をよければ教えてもらいたいと思えます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど言いました関東地区はですね、防犯灯設置という要望が出されて、そして取り組んだわけですが、そのほかには今のところ中学校からというのはありません。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 自分たちが保護者のときにですね、こことここはどうしてもやってほしいという、2 小校区だったんですけども、そういうふうな提案をしております、こういう要望の中からこういう工事が行われたという報告も中学校から保護者になかったもんですから、その状況はただ中学校からの報告だけになっているのか、それともそれに関して町の方が必要性を認めたらですね、改修工事等をされてあったのか、そのへんがちょっとわからなかったものですから尋ねた次第でありますけれども、これさっきのですね、防犯灯とか全部1 番からからんでくるとは思えますけれども、町でできるハードの部分ですね、ハード面に関してはやっぱり取り急ぎここは危ないから

やらなくちゃいけないというところはですね、やっぱり前向きに取り上げて、やってほしいと思いますし、危険箇所については本当に危ないなというところがあれば立て看板なんかの設置もですね、その地権者の方と話をされて設置するべきじゃないかと思います。

また、ソフト面に関してはですね、学校、校長、教頭の人たちに対してももう一回学校から保護者の人に伝えてもらい、また保護者からは家庭で子どもとどういったところは危ないとか、そういったような話をですね、これ1回、2回じゃなくて、ことある事にやってもらえるように学校の方に教育長の方からもそういった進言とかそういうのはやってもらえるんですかね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 通学路の改修だとかですね、あるいはさっき農免道のLED電灯設置もありましたけれども、そういった場合にはその手続きも含めて教育委員会の方からPTAあるいは学校そして区長の要望ですね、そういったことで手続きをきちんとした要望として提出をいただいて、行政が動くからというような指導はずっとやっているところでございます。

○議長（本田眞二君） 1番議員。ちょっと待ってください。教育長。

○教育長（大里耕守君） 休み前の指導に関しては当然7月の校長会でまた私の方から指示をしていきますが、教職員そして児童生徒ですね、の安全指導ということで保護者へのPTA全体会での指導も含めまして、当然休業前の重要事項になっております。毎年これはやっていることですが。以上です。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） そうですね、とにかく子どもはですね、やっぱり町の宝です。この大事な子どもたちがですね、大きく不安を抱かずにですね、のびのびと学校生活また普通の日常生活でいきいき活動してもらうためにですね、地域そして町、いろんなところからの見守りがこれからも必要になると思いますけれども、まず町ができるハードな部分に関しての対処、それからあと学校と保護者、保護者への学校からの通達、いろんなハード面ソフト面をからめまして、もう一度よく考えていただいてもらって、特にそのハード部分に関しましてはですね、町からの配慮をしてもらいたいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で1番議員の一般質問を終了しました。

続いて、4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） それでは私からは2点質問をさせていただきます。

1点目はグリーン農業制度への取り組みについてと、2点目はEM菌、EMの活用についてということで、この二つです。

まず、グリーン農業制度への取り組みということですが、熊本県では安全安心な農産物を供給する熊本グリーン農業制度に取り組まれています。この制度の基本的な施策としては、生産者の拡大と環境に優しい農業ということで土づくり、農薬や化学肥料の削減、家畜排泄物の利用促進と良質堆肥の生産、農産物の販路拡大といったことが掲げられています。

これをですね、県民運動として取り組み、農業者からは安心安全な農産物の供給、消費者企業からは生産者に対する理解と支援、情報交流や農産物販売拠点の確保といったことで互いに協力してですね、安全安心な農産物でもって国際競争にも対抗したいということで展開をされているもので

す。

この農業運動の推進体制は生産者や生産団体と支援企業、マスコミ、消費者関係、市場組織、それから量販店、加工業者等の代表で構成された熊本グリーン農業推進本部が母体となって、県が生産、流通、販売及び消費の各方面から必要な施策を講じていくという体制になっています。

理想的で素晴らしい制度だと思いますが、取り組んでいる農業者の割合はまだまだ少ないのが現状のようです。生産高その生産高に対する割合にしてもですね、まだ3.5から4%ぐらいの状況というふうにも聞いておりますので、県の推進の割にはなかなか進んでいないというようなことのようにです。

そこで浸透しない原因、問題点、これに対してまた本町の支援体制はどうか。登録農家の現状はどうかと。そしてさらには町独自の取り組み、制度設定は考えていないのかということで質問をいたします。

2点目としてはEMの活用について質問をいたします。これはグリーン農業にもつながるかと思いますが、環境保全に対する取り組みとして各地でEMの活用が盛んです。つい先日には、熊本市の河内町の事例が熊日新聞に掲載されておりました。河内の自然をEMで守るということで、河内の婦人部の方たちがですね、EMの活性液を生活排水と一緒に流して、河川の浄化に努めると。これを20年にわたって取り組んでおられます。さらには最近では学校のプールにですね、EMの活性液を、プールへの投入もですね、手伝っておられるという記事でした。

それから昨日の有明新報ですけれども、大牟田にEMエバクラブの、EMぼかしづくりの記事が出ておりました。会員30人ですね、1000キロのEMぼかしを作りですね、700を地元で消費して300キロを東北の地震の環境復旧に送るというようなことで記事が載っておりました。

そこで、EMの活用に対する考えはということで、まず1番として町内各プール、これ6カ所あります。これの清掃方法とですね、費用はどのようになっているか。これはEMの活用ということから取り上げました。施設のですね、水質環境の保護対策という観点から質問をいたします。

2点目としてですね、グリーン農業制度で、取り組んでもいいのではないかとということです。そこで、農業、園芸等への活用が考えられますけれども、南関町でこのEM農業に取り組まれている農家はありますかと、どのような状況ですかということです。

それから3点目としてですね、無農薬、減農薬、有機栽培といった環境に優しい農業の普及と研究に対する取り組みとしてですね、EM以外にも合鴨農法とか、減農薬に取り組まれている農家があれば、そういった方ですね、体験発表会とか研究会を開催したらどうですかと、取り組み農家とそれから消費者、販売所、これは今いきいき村が非常に活気があります。昼休み時間ぐらいのときに行けばですね、駐車場満杯になるぐらい、人でもうごった返りするぐらい賑わっております。農産物を買っていく人も多いですね。そのような観点からですね、消費者、販売所、それから郷土料理研究、これは生活研究グループですかね、この3者合同での体験発表会とか、そういった開催を、そういったものを開催していけば、活性化につながるのではないかと考えています。

EMについて以上3点からですね、質問をしたいと思います。

以後の質問については自席にて行います。

○議長（本田眞二君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました4番鶴地議員のクリーン農業制度の質問にお答えい

たします。

本町におきましては、熊本グリーン農業制度の前身である熊本型有機農業有作くんが平成5年ごろから取り組んでいるところでございます。その当時は化学肥料、農薬を一切使わず合鴨を導入した合鴨水稻栽培が30戸、ハウストマトにおいてホルモン剤を使用せずドイツから輸入したマルハナバチによる交配等で1名の農家が実施されているところでございます。

現在、本町の対象者は合鴨水稻栽培を实践されている5名の農家が登録され取り組んでいるところでございます。

次に、町独自の取り組み等についてお答えいたします。本町の基幹産業は農業と位置づけ、緑、森林をはじめ豊かな資源に恵まれた町と私は思っております。その中できれいな空気、きれいな水を活かして安心安全な農作物作りを目指して、産業経済補助金事業において種々の生産部会を組織しているところでございます。

さらに本町の位置的条件、自然環境条件を活かし、近郊消費地である荒尾市や大牟田市に米や野菜、加工品等、南関農産物として高い評価をいただいているところでございます。

このような中、国道県道沿には町の担い手農家の商業化において、特産品、農産物、加工品の直売所が営業されております。これらの直売所に専業農家、兼業農家、高齢者農家などが町内の地で生産された四季折々の農産物を出荷し、安定した販売部門として活用されておるところでございます。

このようなことから栽培に関する一定の基準を作成し、各生産部会、出荷者を対象に南関型有機農業を構築してはと考えております。

また参加される農家には南関町独自の商標を、農産物、圃場に掲示し、南関ブランドの育成、確立を目指したいと検討しているところでございます。

それから支援体制につきましては、生産者の組織化を図り、生産者と協力しながら販売促進を行いたいと考えております。

次に、EM菌の活用についてでございますけれども、本町におきましてEM菌をしておの農芸等が行われていることはお聞きしておりましたが、農業、園芸等に積極的に活用されている取り組みは今のところございません。平成5年ごろから本町では無農薬、減農薬、有機栽培といった環境に優しい農業に取り組み、朝市や農家直売所において消費者の方と対面販売や近郊消費地の消費者を招いて、体験田植えや稲刈り、生産農家との交流会等取り組んでおるところでございます。

その当時からEM菌の存在はお聞きしておりましたが、合鴨の栽培が主流となりEM菌については園芸など一部の農家が使用されておりましたが、このようなことから今後もEM菌やホルモン剤を使用せず、マルハナバチによる交配や合鴨水稻法を活用し、環境に優しい農業の普及と拡大に取り組んでいきたいと考えております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席でお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 再質問どうぞ。はい、教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 4番鶴地議員のですね、EM菌の活用の①の町内各プールの清掃方法と費用というところをお答えさせていただきます。

ここにつきましてはですね、第1小学校から中学校までと南関高校及びB&G海洋センターについてお答えさせていただきます。

本年南関第1小学校はEM菌を使用しております。1カ月前にですね、使用して、予算が4～5,000円かかったそうです。昨年提供を受けまして、今年は有償でしたと。掃除の時間が短縮されたとか、底がぬるぬるしなかったという感想を受けております。それから南関第2小学校もですね、EM菌のもとを買われて、体育委員会でそれを作られて、使用されたと。10日前にプールに入れたと。2,800円ぐらいお金がいったということでした。それから第3小学校は無償提供を受けたと、200リットル無償提供でEM菌を使用したということでした。第4小学校につきましてはEM菌は使っていない、薬剤も使っていない、デッキブラシのみということでした。

中学校につきましては、デッキブラシ、薬剤につきましてはですね、次亜塩素酸を使ったということでございます。

それから南関高校はデッキブラシのみで生徒たちといっしょにやったということでございます。

それから海洋センターでございますけれども、海洋センターは業者に委託しております。高圧洗浄器によるいわゆる藻の除去をしております。それから次亜塩素酸による消毒ですね。これを行っております。費用は3万円ほど委託をお願いしているところです。

先ほど学校が支出している予算につきましては一般会計でなく学校の特別会計からすべて払われていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） ほかに通告に対する答弁はありませんか。

はい、それでは再質問をお願いします。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） まず、グリーン農業制度、この方を先にしたいと思っておりますけれども、県の推進計画では11年度2,844経営体ですかね、2,844戸、これが12年度、今年の計画では9,500戸、力を入れてこの安全安心な農産物に取り組みたいというふうなことでこれだけ数字が上がっております。そして5ヶ年計画で27年度には2万3,000戸、全農家数、これ県内6万6,900ですけれども、その34%に当たる2万3,000戸を目指すと。そして農産物の取り扱い店を50、支援する消費者、企業、レストラン、学校、そういったものを1万の計画というふうになっております。

このグリーン農業制度以外にもエコファーマー認定戸数とかそういったものもありますけれども、県としてはこういうふうに、このように力を入れるということでございますので、町に対してもですね、それに対して南関町の方でもしっかりやってくださいよというようなことがあっているかと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） ただいま鶴地議員からご質問の件でございます。熊本グリーン農業ということで、こういう形で知事様がいろんな意味での施策を打ち出されておられます。

その紋章としましてこういうくまモンですね、この農業に関しましてはつくるのは早々に皆様花から野菜まで、ある程度の努力をすればできるんですけども、問題はですね、その売り先と言いますか、販売なんですね、それで先ほどご指摘もございました、町長の答弁にもお答えしてありますが、南関は特有な立地条件の中で、近郊消費地を荒尾、大牟田、これは戦前という失礼でございますけれども、相当長い時から大牟田、荒尾の消費者の方には縁がございます。先ほど議員から出ましたいきいき村とでました。やさい畑もございます。関所村もございます。もやいの里もござい

ます。あたりで、相当に南関町の農産物はJ A共同出荷とともにですね、兼業、年寄りの農家方々も生産されて出店、それが農家所得につながっているもんだと思っております。

総称しまして、この熊本のグリーン農業というのは、先ほど町長が言いました前身である有作くんですね、実際は30名ほどかたっておりまして。現在は5名です。非常に簡単であるかという結構ですね、これはハードルが高うございます。要は作ったやつを本当にチェックして売ることでございますので、町長がお答えしましたように、熊本型じゃなくて南関型ですね、有機農業をと思って準備しているところでございます。

平成5年、すなわち今から約20年前ぐらいから農業に関しまして有機農業、減農薬に向けた助成金また団体を経済課の方で対応しとりました。先ほど言いましたような販売店がうまく農家とのタイアップできますので、農協さんも入れましたところでそういう、こういう形で何かなかとですね、言葉だけではダメですが、こういうのであればおかげさまで南関町もトッパ丸君もおりますので、そういう商標、こういうマークを作ってですね、また条例の代わりに、耕種基準といいます、そういうのを作って対応していくならと。質問でございますし、町長もそういうお答えをなされたんで、よければ今年ぐらいから着手してもいいんじゃないかならうかと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 4 番議員。

○4 番議員（鶴地 仁君） くまモンのマークはですね、やはり申請それから認定を受けるのに書類上も面倒そうですし、なかなか事務をやっている人はいいいんですけれども、実際の生産者は夜はもう疲れているし、書類は大変だということでなかなか苦手になられると思います。

そういったことで、町の方で、そういった独自の認定を、制度やってですね、町の方から直接いろんな事情を聞いたり、書類の申請の手伝いとかですね、そういった指導、そういったことをやっていけばいけるんじゃないかなと。くまモンマークというのがありますが、南関には南関トッパ丸のマークがあります。このマークを利用しない手はないと思うんですね。

企業に、最近企業が農業進出しております。企業の農業進出それからアメリカ、ヨーロッパとかの大規模農業ですね、それから東南アジアの低価格、そういったことに対して日本の農業、特に我々は南関の農業ですけれども、大規模農業にはとても地理的条件から無理ですので、そしたら何で勝負するかというと、やはり安全安心しかないと思うんですね。

安全安心に味ですね、味のよさ、3 Aと言いますか、味の良さ、この3つがやっぱり非常に大事になってくると思います。それをいっぱいPRすることが大事だと思います。そのためにはやはり農産物にマークを付けて販売すれば、みんなの意識が変わるんじゃないかなと。生産者の意識も変われば、特に南関町はですね、玉名、荒尾、大牟田、山鹿そういった、ちょうど囲まれた土地がらです。昔から隣の市によりよりの町で四里で行くと言われるぐらいですね、中間的な場所ですから、販売はしやすい、いきいき村みたいなところは、大体止まっている車をみるとですね、久留米ナンバー、県外ナンバーばかりです。しかしそれでも南関の農産物が、あるいはほかの物もありますけれども、それらが売れるということですので、やはりああいう販売所は農家にとっても有り難いし、やはりあれだけの販売するにはですね、駐車場を兼ねたああいった施設がやっぱり大事だと。そういったことで他の場所もやはりPR、それからやっぱり施設の改装というか、駐車場の確保とかそういったものもやっていただきたいと思います。

それともう一つはですね、そのためにじゃどういうふうにしてやっていくかと。生産者の意識づけそれから消費者の意識づけということで、例えばEMをやる人、合鴨やっている人、無農薬、減農薬に取り組んでいる人とか有機栽培、そういった人たちのですね、合同の体験発表、研修会、そういったものをやられたと思うんですよ。特に南関町の郷土料理研究会ですか、正式名称は何だったですかね、婦人の方、生活研究グループですね、そこの方たちとですね、タイアップして南関町の特産、農産物を使って試食会でもいいし、バイキング料理でもいいですよ、材料は町から、じゃ町が面倒みましょと、会費は1,000円でも2,000円でも取って、お客さんから取って、その費用をその郷土料理を作られた方たちに費用弁償報酬としてですね、支払う。お客さんにはですね、やはり大牟田とか近隣市の人たちを呼んで、そういう研究発表会、そういったことをやっていけば町のPRにもなるし、生産者の励みにもなるんじゃないかと思います。発表する人にはですね、やはり講習料として1万なり2万なり支払うと。そういったことをすれば非常にPRになると思います。

ぜひそういったことをですね、やって、南関の農業がですね、今の様な状況でしたら、TPPはあるでしょう、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣の増加ですね、これはもう特にイノシシですけど、おまけにアライグマや台湾リス、これももうすぐそばまで迫ってます。南関町にはもうそういうイノシシの楽天地で、南関町には空き地しかない、耕作放棄地しかないとなりますので、よほど腰を据えてですね、この指導というか、研修というか、そういったしっかりやっていかないと大変なことになると思います。何でもかんでも補助金を出すということじゃなくて、まず研修会とかそういった場を提供してですね、そういったものは費用でもあんまりたいしたことないでしょう。

前の、農産農業に対して補助を出されてますけど、何百万か、それに比べたらですね、うから館なり、あそこの利用にもつながります。研修会、講師を呼んで研修をやってもいいし、お客さんを、そういうのに興味のある人をですね、消費者を呼んで、試食会、バイキングをやればですね、生産者には励みにもなるし、人の注目を集めると。そういうことをやりますよということで人が集まる場所にチラシをいっぱい置いてですね、南関の農産物をPRしていただきたいというふうに思います。

それであと、次に、EMの活用についてということで移りますけれども、先ほど学校のプールのお話をされましたが、私が今度これを取り上げたきっかけはですね、B&Gのプールの底が白っぽくなってしまったと。何ですかと聞いたら、高圧洗浄、それでも取れないのは酸だか何かかけて取られたようです。そんなことやったら傷みは物凄く早くなります。たぶんあれはコンクリートの上にFRPが張ってあると思うんですけども、FRPは水を通しませんけども、あれはガラスとクロスの相互を重ね合わせてあるので、クラックが入ったらその間に水が浸透していきます、そのうち剥離します。B&Gのプールの構造がどうなっているか知りませんが、あそこは大体火山灰の堆積地ですね、そこに基礎石やいろんなこと入れてやっておられると思いますけども、あそこが出来てもう30年近くですか、もしも底の方が、砂がどんどん地下水と一緒に流れて、だいぶ空洞ができて、石までごそとやって、次に底が剥離したり抜けたりしたら大変なことになるなと心配があるから、このプールの問題は取り上げたわけです。

もしもあそこで、子どもが泳いでて吸い込まれでもしたら、全部の水がなくなるまで恐らく何分

かかかると、その間吸い付けられたままとなりますので、怖いなど。私も大会前、泳ぎに行
って練習します。一人で泳いでいるとですね、心配なんですよ。大丈夫かな底はと。あそこは歩く
とですね、ところどころ下の方が空洞になっている音がします。浮いてます。だからあその、ま
ず工事のやり方ですね、清掃工事のやり方あたりは特に注意していただきたい。今白くなってい
まますのであれば塗装しておかないと劣化します。小学校とかはデッキブラシとかそういった掃
除でやっているわけですから、あれをB & Gだけ業者にさせるんじゃないかと、やはり先ほど冒頭で
いいましたEMの活性ですね、あれを入れて掃除しやすくすれば、シルバー人材センターの方が
すね、お願いして、掃除もできるんじゃないかなと思うんです、安全にそれから安心に。まだ薬品
処理したということだったんですけども、あそこは川にそのまま流すんですかね、プールは。

○議長（本田眞二君） はい、一般質問の途中ですが、ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でした。答弁の番でしたので答弁を求めます。教育課長課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほどはB & Gのプールの水はですね、一応暗渠排水から県道の方に流れ
て関川の方に流れております。

○議長（本田眞二君） 4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 以前は業者が薬品処理で掃除をしていた。薬品は今度は次に業者が変わっ
たときに薬品は私は絶対使いませんということで機械的な高圧洗浄をやっていると。それでも取れ
ないもんだから、しみが残っているところはあれで削って落としてしていると。そんなことやれば施設
は長持ちしないということと、EM活性液、1小でこの前私も投入するところを立ち会い、見学さ
せてもらいました。子どもの環境学習の一環としても有効であると思いますし、その液、私も飲み
ました、色が悪いからですね、ちょっとあんまりよけいには飲みたくないと思いますけれども、
コップ1杯ぐらいは飲みました。ちょっと甘酸っぱい感じと言うんですかね、飲んでも何ともない
やつです。だからそれをプール掃除に使って川に流したら、今度は魚が健康になっていいんじゃない
かと思います。ああいうところを機械的に掃除したり薬品を使ったりしたらもってのほかだと思
います。

河内ではそれでもっと川が浄化、きれいになったというふうな事例です。それから昨日の大牟田
の団体の新聞ですけれども、1,000キロEMぼかしを作って活用しているということですから、
ぜひこれは行政がですね、そのままEMを進めるというようなことはできないかと思うので、
EMに取り組んでいる人にですね、自分の意見の発表の場を与えるべきだと思うんですよ。私に紹
介していただいた人あたりはですね、一生懸命になってそれを普及しようとされてます。

原料代だけは資材代としていただかれますけれども、あとは全部自分の肉体労働で200リッ
ターをペットボトル詰めにして、頻繁に蓋を開けて圧力を抜いたりしながら、手間暇かかります。そ
してそれを学校にまた運ぶと、そういったことを一生懸命されてます。ぜひそういった人を、合鴨
農法でもいいんですよ、3つぐらいまとめてですね、体験発表の場を作ってやる、非常にそれは町

の活性化にもなるんじゃないかなと思います。

そういうのを全戸配付でこういうのをやりますよとやれば、皆さんの食に対する関心、環境に関する関心、そういったものに繋がると思いますので、このへんの計画というか、思いはどうでしょうか、町長にお尋ねしたい。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） そういう研修それから講演会の場合ということでございますけれども、やはり農業の問題であればですね、農協さんとも一体となった考え方をもってそういう施策をした方がいいんじゃないかなと思っています。そしてまた教育関係におきましてもですね、教育委員会をはじめ学校関係と十分検討しながらですね、そういう方法で進めばいいんじゃないかなと私は思います。

○議長（本田眞二君） 4 番議員。

○4 番議員（鶴地 仁君） 農協それから学校関係そういったところのですね、連絡密にとっていただきながら、ぜひとも体験発表の場、そういった企画を立てていただきたいと思います。

それから大体私の言わんとしたいところは出てきましたけども、こういった合鴨農法とか無農薬、減農薬それから EM の活用、そういったところはですね、やはり知識も情報も共有することが大事だと思います。それが生産者の意欲にも繋がるし、消費者の関心も呼ぶんじゃないかなというふうに思います。とにかく先ほども言いましたけども、外国の大規模農業、東南アジアあたりの安価な農産物、そういったものには太刀打ち、非常に困難ですので、やはり安全安心な農作物に取り組むというのが大事だと思います。

それでもって質問は終わりかといいますと、せっかくですので、時間がもし長く残ればということで一つ用意しとったのがありますので、ちょっと紹介をしておきたいと思います。

質問の中で、町の活性化それから体験発表会と。関連しますので。

○議長（本田眞二君） 質問者にちょっと、関連ですね。

○4 番議員（鶴地 仁君） はい。研修会といった言葉を使いましたので、素晴らしい事例として私たちの研修会そういったものを務めたいということで事例をちょっとお伝えしたいと思います。

総合型スポーツクラブのこの前北ブロックの、交流会を行いました。その時の講演の内容ですけども、「社会をよくするのは地域から」というテーマで講演されました。

○議長（本田眞二君） あ、質問者、関連だけです。お願いします。通告の内容と関連だけです。

○4 番議員（鶴地 仁君） はい。そこで、研修としてですね、町中カレッジというのは、その町でいろんな勉強会をされてます。であった研修の中にですね、ベジタリアンが教える野菜を活かす料理講座とか、それから産地とつながる料理人が提案する食で地域を盛り上げる、それからワイン講座とかですね、それから農業と生ごみについて考えるという段ボールコンポストづくり、そういった勉強会をされております。

ですから、ぜひともこれは安全安心な農産物を作るためには、やっぱり消費者の意識も大事です、意識改革、そして生産者がですね、やはりそれに取り組もうと。取り組めばですね、余所の町から南関町、通りすがりで買い物じゃなくて、わざわざ南関町の農産物を求めて買い物にやってくるといふ対策をとらなければダメだと思います。地理的な条件も悪いし、高齢者ばかりになっていきます。そういったなかで、やはり町外から買い物に来て、南関町の農産物を買っていただく運動、そういった取り組みをやっていく。そのためにはやはり一番最初に言いましたように、講習会とか

ですね、体験発表会等、そういったことに取り組んでいただきたい。そしてグリーン農業制度ですね、この辺を南関町独自のなんかんトッパ丸、そういったキャラクターもありますので、利用して農産物の販売、こういうふうにしていただくなればというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（本田眞二君） ただいまの質問に対しての答弁はいかがですか。

○４番議員（鶴地 仁君） はい、いいです。もう一回まとめやっていますので。

○議長（本田眞二君） 先ほど教育部局の方からまだ、いいですか。

○４番議員（鶴地 仁君） ほんならお願いします。

○議長（本田眞二君） 先ほど町長部局の方だけでしたので、教育部局の方で、教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今後のEM活性液とかですね、そういったことに関して、特にプールの清掃とかですね、そういうことについて今後どうかということですが、実際先ほど申し上げましたように、１小、２小、３小使っております。中学校も検討したいというお答えでした。

ただ先ほど議員もおっしゃったように、これは行政が推進していくのではないかもしれないということおっしゃいましたので、県の体育保健課に聞きますと、やはり文科省におきましても、これが民間レベルで普及しているのはわかっていると、しかし推奨するものでなく、抑制するものではないということで見ているということでございます。

それから議員の質問で、私も学ばせていただきましたけれども、インターネット上ではですね、これにつきましては賛否両論と。否定される学者の方もいらっしゃるということも踏まえまして、ただ推奨している学校の感想はですね、ヘドロが非常に少なくなったとかですね、取れやすくなったとか、そういうのをですね、書いてある学校が非常に多かったというのも事実でございます。

それから地域婦人会、全国地域婦人会はですね、ものすごく普及しております。そういった、実際そういうことを踏まえまして、学校あたりともですね、本当にいいことであれば、また環境学習としていいことであればですね、私たちもそのこともですね、学校と一緒に学んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） はい、最後に一言、４番議員。

○４番議員（鶴地 仁君） 賛否両論というふうなので、出てきましたので、確かにインターネットの方では否定的な意見も出ております。でもこれはもともと発生のもめ事というか、それが後を引いているようでございますので、本質的なものとはちょっと違うんじゃないかなと思います。

で、ちなみに最後に、EMはですね、１５０カ国に技術情報が伝えられておってですね、１５カ国で、５５カ国では実際に使われています。１５カ国で国家プロジェクトとして取り組まれています。

それだけ最後に述べて終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で４番議員の一般質問を終了しました。

続いて２番議員の質問を許します。２番議員。

○２番議員（境田敏高君） こんにちは。２番議員の境田です。先に通告しておりました４点について質問いたします。本年度４月から新学習指導要領がスタートし、ゆとり教育を約３０年ぶりに見直され、学力強化に向け授業時間と学習内容が増えました。昭和２５年に学習指導要領が策定され、

学力重視、ゆとり重視の両方向へ、振り子のようにゆれ、見直しが繰り返され、振り回される子どもたちにとって不安はつきないものと思います。不登校やいじめ問題などが起きる中一ギャップの現象が見受けられないのか、ついていけない生徒も出てくるのではないのか、いじめの認知件数は全国の高校私立の小中高などで平成22年度に把握したいじめは7万7,630件で、前年度より6.7%の増加です。県内のいじめは1,000人あたり27.6件で全国最多ですが、小中生徒の不登校は減少しております。自殺する子どもの数は平成18年度から毎年150人前後で推移し、改善の兆しが見られません。いじめなどを苦に自殺する子どもが減らないために文部科学省は都道府県教育委員会、政令市教育委員会を対象に自殺予防に関する学校の好事例などを調査するよう決めましたが、当町の調査、報告はどうなっているのか。

また不登校の子どもが社会へ出て大人になり子どもを育て社会に貢献するとき、何らかの支障、障害はあります。出てくるはずですが、これは社会現象として考えてもおかしくないのです。なかには「なった人でしかわからない」と、先生になり、社会に貢献したり、不登校にならないように後援、支援活動を通じて社会に一躍されていますが、多くの人とは言いません。いじめ、不登校は社会に出て引きこもり、ニートといった現実が見受けられます。そうならないためにも早めの取り組みが必要であるが、本町の現状、予防対策についてどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

2点目に、新学習指導要領の実施に伴い、本年度から中1、中2は男女とも武道が必修となりましたが、文部科学省の調査によると全国で64%の学校が柔道を選択しているようですが、感心の指導や安全面で、準備不足が目立つようです。柔道の授業や部活動で死亡した中高生徒は、これは昭和58年から平成22年度、全国で114名のようです。中学高校では経験が浅い1年生が多く、投げ技による頭や首の損傷が目立っているようです。事故やけがの不安を募らせる保護者の声に押される形で文部科学省は、今年の3月に指導者の態勢や指導計画、事故発生時の対応、武道場の安全管理などを確認するよう都道府県教育委員会に通知し、準備が整うまで授業をせず、生徒の安全確保を優先するように求めています。

全日本柔道連盟も平成25年4月から「指導者資格付与制度」を導入し、等級を3段階に分けた資格証を交付するよう決めましたが、遅いと思えません。

フランスでは、柔道を指導するためには国家資格が必要で、救急救命や生理学などを含めた300時間以上の学習や訓練を受けなければなりません。武道の授業が本格化するのはいつごろか、安全対策、授業計画はどのように進んでいるのかお尋ねします。

3点目に、県内には発達障害がある子どもたちを対象にした特別支援学級が980あり、約10年前の3倍に増えてます。接し方や教育、治療次第で改善する場合もあるようですが、最も重要なことは早期発見のようです。まれな存在ではなく、身近にある障害です。当町の支援対策についてお尋ねします。

最後に、長引く不況低迷で教育現場にも深刻な影響が出ているようですが、2010年度の公立小学校の経済的に困窮する家庭に、学用品や修学旅行費などの援助する就学支援制度の支給対象児童生徒は155万1,083名です。1995年度は76万6,000人だったのが、5年間で2倍に増えています。支援には要支援、市町村が認定した準要保護があるようだが、就学支援は認知度が低く、対象となる低所得層に必ずしも行き渡っていないとの指摘がありますが、当町の支援体制、利用状況についてお尋ねします。

この後の質問につきましては自席からさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（大里耕守君） 2番議員、境田議員のお尋ねすべて4項目ありましたけれども、教育長へということで、議員の教育に寄せられる思いがですね、大変感じているところでございます。ご支援を賜っておることにまずは敬意を表します。

それでは4件ありますけれども、まずですね、1件目。いじめ、不登校対策についてからお答えをさせていただきます。冒頭に学力重視、ゆとり重視が結局子どもを振り回し、それがいじめ、不登校にということで、つながれておりますけれども、直接的にですね、学校の教育内容が子どものいじめや不登校を産んでいると言うとらえ方はちょっと距離があるかなということで、学習指導要領につきましては、2番目のお尋ねにありますので、そちらで内容も含めましてお答えをさせていただきます。

で、具体的にはいじめ、不登校の中で2点指摘されておる件についてお答えをさせていただきます。教育内容をちょっと内容的にいろんな社会的な事象とそれから学校の実践、そして家庭的なところとの地域の子どもの地域全体で育てるという視点から内容が広がるかもしれませんが、中一ギャップからお答えさせていただきます。

皆様ご承知のとおりですが、小学校時代は子どもたちは1日中同じ担任の先生から勉強も、それから生活もずっと付きっきりで指導を受けます。それが中学1年になったとたん制服になるし、校則は細やかに決められているし、そして先生の指導は毎時間毎時間変わりますね。そして人間関係も先輩後輩というような中で、小学校で1日先生あるいは友達と6年間一緒にした暮らしからぐっと変わってしまうものですから、そこに4小学校が一緒になった子どもたちがですね、戸惑いを感じて、そしていろんな事象に出会うと、それが原因でショックを受ける、これを中一ギャップと言うわけですね。で、小学校の先生はそれをですね、1日中見てもらって本当は優しくったんだけど中学校って冷たいなというようなこと、あるいは先輩が怖いとか、いろんなことが原因になりまして、家で子どもがですね、そんなことを親に話したときに親としてもそれを受けとめていくことによって結局子どもはお父さんお母さんは僕のこと、私のことよく分かってくれているんだけど、学校は冷たいと、結果的にはコミュニケーションがうまくとれなくなっていくんですね、その結果が不登校に発展したり、あるいは学校に来れない子がひょこっと行って、ほかの子が白い目で見えてしまうということが結果的に自分がいじめられたととる、というようなことが、どちらかというと気持ちの優しい子、あるいは気力が弱い子、そんな子どもに多くいじめ、不登校の対象児となって現れているわけですね。

そういうことで、ギャップが結果的にはいじめ、不登校を産んでいるというのは事実だというふうに思います。

学校としては、当然小学校と中学校の違いは分かっただけで生徒たちへの指導をしなければならぬというのは、専門職としての研修、研究修養ですね、これを積んでおられるわけですが、その小学校と中学校とのパイプがきちんと整わないとこのギャップは埋まらないということで、最近では小、中連携の大事さというのが非常に叫ばれておりまして、町内でも小学校と中学校の先生方が授業を見合うとかですね、あるいは小学校6年の担任だった先生が中学校に授業参観に行った時に、小学校の時との変化がもしあったら、そのことを中学校に知らせるとか、あるいは中学校から小学

時代どうだったのかを尋ねるとかですね、そういうことでこのギャップを埋め、そして不登校がそのまま続かないような手をとるような仕組みができています。

じゃ、いないのかということですけど、数年前までは10人どころじゃなかった南関中でしたけど、昨年ですね、一桁に減りまして、今年の3月卒業した子どもたちの後の4月以降ですが、2名今、実はまだ30日以上、すでに5月で超えたという報告を受けています。ところが一人はですね、これも連携のおかげですけど、町雇いの特別支援員を派遣しております。その先生の努力そして学年部の先生方の取り巻き、こういう連携プレイが功を奏して、5月の終わりがたから全く不登校だったつだらうかというふうになったという大変嬉しい情報があります。

その反対に、さっき言いましたギャップがまだ止まんままですね、2年、3年になって、未だにたまにはやっぱり学校を辛がる子ども、いわゆるさっき言いました気持ちが優しすぎたり、気が弱かったりという生徒ですけど、そんな子どもが今も不登校、いるんだと。そして出て行った時のまわりの対応ですね、これをどうするかということで、学年部でしっかり受け入れる体制づくり、こういうことに人権学習というものを取り組んで、今、南関中年間6回人権、全校の人権集会を開いてますけれども、それでもって全体が和を作れるような、そういう取り組みがなされております。

最初の自殺の方ですけど、ご指摘のようにですね、若者が自分の命を絶つというようなのは、本当親としてもあるいは友達も先生たちも悲しい出来事なわけですけど、実際には衝動的に校舎から飛び降りるというような事件が全国未だに起きているわけですね。一応学校としましては、自殺予防については、その事件が起きるたびに文科省としても文部科学大臣のメッセージが出されたりしまして、命の尊厳の指導をというふうなことで指示がきますが、3つ考えられますね。

1つ、かけがえのない命はですね、先祖から受け継いで、そして子孫にバトンタッチせにゃならん使命があるということをわからせる、ですね。命の尊厳。

2つ目は、自分の命はその命のバトンのために生きている途中が今の中学生なんだということ、今を生きているんだというその使命感を自覚する。

それから3つ目は、親から受け継いだ命ですね、命は一つというような小学1年生交通安全の中でも、保育園時代から幼稚園時代から指導されますけど、そこだけではちょっと薄いものですからね、それを受け継いだ命というのは粗末にしちゃならないという、それは自分の命であろうと隣にいる友達の命だろうとみんな同じ値うちということをわからせる。そういう意味での人権教育ですね。これは人間教育だと思います。そういう意味で力を注いでいるわけです。

2番目のさっき1番目の冒頭にもありましたが、学習指導要領が30年かけてゆとりから学力重視へというお話がありましたが、今回の学習指導要領は去年が小学校が完全に実施され始めました。そして今年から中学校で、もう小中完全実施です。

ところが、この学習指導要領はですね、境田議員も昭和25年にということでは言われましたが、それ以来10年おきにきちっと改定されてきています。その都度その都度、10年間の時代の流れでその時代にどんな社会情勢があったかを加味しながら改定されますので、ちゃんとキャッチフレーズがあるんですが、そのキャッチフレーズだけが新聞を賑わすんですね。ですから、今まではゆとりという言葉で言われてとったもんだから、学校はゆとりのあったて、これから詰め込み教育をするんだというふうなキャッチフレーズで言われているんです。

ところがそうじゃないんです学習指導要領はですね、教科書も厚くなりました、実際。しかし全

部を教えにゃんという決まりじゃなくなっただけです、今回はですね。そのことはもちろん先生たちが研修でわかつとかにゃいかんわけですけども、もちろんそういう指導もあってますが、そういうことで学力を重視するからゆとりがなくなっただけじゃなくて、学力を向上させるためにもゆとりのある計画を立てると学力は伸ばんというのが今回もやっぱりゆとりというのはなくなっちゃおらんわけですね。しかし、新聞ざたではゆとりから詰め込み教育へというふうにキャッチフレーズがなっ

てしまっているということをご理解ください。

したがって教科書を教えるのじゃなく、教科書で学問を伝授するというのが今回の改定です。さて、実際ですね、学習指導要領によって今授業時数が小学1、2年生は2時間増えたんです、1週間に。3年生から6年生まで1時間ずつ増えました。ということだから、時間数は増えたのは結果的にはゆとりはやっぱなかじゃないかということになるわけですけども、何が増えたかと言いますと、基礎基本を不徹底なまま今までの30年間きてしまったために、いわゆる高校3年生を対象に国際学力調査が行われてます。これで日本が世界のトップレベルから8位まで落ちてしまったと。韓国にも越されてるというような実態ですね。これが今回の学習指導要領の改定になっています。しかし、教育というのは勉強ばかりじゃ、頭でっかちばかりじゃいかんということで、知・徳・体ですね、心と体をバランスよく育てない限りは、最終的な目的は人格の完成だということ。

そういうことで、学習指導要領の改定はご理解いただければありがたいと思います。その中で、中学校のカリキュラムに、体育に武道が入ったということですね。この武道について、柔道ですけど、南関中は実は武道は柔道を実施するということが決定して、全国の大半が柔道ということですけど、そのためにこれまた文部科学省も県教委もですね、指導する先生が、いわゆる体育の先生ですけど、柔道を指導しきらん限りは大変なことになります。そういう意味で、昨年度末からですね、体育を担当する教師に対する柔道の指導講習会が行われておりますし、体育主任は今2回受講して、ほかの体育の教員も1回ずつ済んだということですけど、指導計画はどうなっているかということですが、種目によってシーズン制で体育は授業されますので、柔道は秋から冬にかけての計画だというふうなことで、まだ現在は柔道は行われておりません。今後も研修があるたびに体育の担当は出席をして研修を受けるというふうなことになります。

3番目、障害のある児童生徒への支援体制ということで、これも制度が実は今年変わったんですね、今まで県立の養護学校、荒尾養護学校と呼んでましたが、文科省の制度の改編で支援学校という名前に変わりました。荒尾支援学校、荒尾の支援学校の先生方は荒支だと、今人気の嵐グループの名前をとってですね、荒支とっておられますけれども、その荒尾支援学校にまではいかないけれども、さっきご指摘の発達障害の児童生徒が学校の中で、いわゆる友達と一緒に勉強するばかりでなくて、特別に指導受けられる時間、学級、これが必要な子どもについては学校の中に支援学級をつくっております。南関町の場合、4種類の支援学級があります、種類として。

まず、前からずっとあります知的に障害を持つ子供は知的障害学級、それから発達障害とさっき言われました、九百いくつと言われたのは支援学級全体の数だと思います。発達障害はその中の4つのうちの1種類です。ですからすべてが発達障害じゃございません。これもまたご理解いただきたいと思います。肢体不自由児ですね、車いすの子ども、あるいはそれこそは発達障害の結果、自分の殻に閉じこもるだとか、あるいは情緒不安定でしょっちゅう動き回るとか、多動性ですね、あるいは1個のことには、能力はあるんだけど、1個のことに拘ってしまう、アスペルガーとか、

そういう子どもたちが発達障害児というんですけども、そういう自閉症、情緒障害児学級とこれと呼んでます、発達障害のこと。それから4つ目が今度新しく町内にもできました、恐らく玉名地区で初めてですけど、病弱、もともと酸素ボンベを必要としていた、本当ならば支援学校に行くはずですけど、親の願いで地元の子どもと幼児時代過ごしたから、ぜひ同じに過ごさせてほしいという願いを受け入れて、作ったのが病弱、虚弱体質の学級ですね。

こうすることで4種類の学級を町内小学校はですね、1小3、2小2、3小3、4小1の9学級、それから中学校が2学級ということです。この11学級にはすべてマンツーマンの先生が県費職員が別に、学級担任とは別に配置されています。そうすることで、手厚い支援ができるようなことに制度ができいるということで3番目の質問を答えたところです。

4番目、就学が厳しい家庭ということでの就学援助制度のお尋ねです。生活保護だとかですね、就学援助が必要だというような生計が理由で就学が難しいというようなことがあっては、その子どもにとって非常に能力はあるんだけど、何もお金出してもらえんけん修学旅行も行けんとかというふうなことになっては大変なことです、そのために町では就学援助制度があるわけですけども、生活保護はまた福祉課の方ですけど、教育委員会としては就学援助を受けられる家庭の判定を、認定を行っています。今年度ももう既に今月の教育委員会で認定決定が行われました。今ですね、100名を超えはしないかというような実態もあったんですけども、児童生徒合わせますと。少子化になってしまってますね、認定家庭、去年は61世帯ありましたが、今年度は53世帯、児童生徒数で91名だったのが82名ということで就学援助を行っています。

この認定はですね、世帯の家族掛ける収入ですね、所得、収入じゃなくて所得が分子で、分子が所得で分母はですね、世帯の人数の生活保護基準額、何人の家庭ならどれだけ、それが分母になります。それでもって、南関町の基準が決まっていますが、その基準に満たないご家庭のご子息への就学援助ということでの数でございます。

合わせて、義務制がそういうふうにして就学援助制度があるんですが、高校はそれこそフリーになりますので、家庭が厳しいために高校に行けないというのはますますこれは将来の就労保障に大きな影響がでますので、奨学金制度ですね、これを中学校でしっかりと照会してもらうという意味で、国の育英奨学金の制度だとか、あるいは県が出す奨学金、町は町の奨学金という具合に、そういう奨学金の制度について進路指導主事というのがいますので、その専門の先生が子どもにあるいは親にということでその制度の紹介をして、お金の面で心配しないような進学をですね、決定できるようなシステムをつくっているところでございます。

以上です。あとのお尋ねについては自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 再質問どうぞ。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今不登校の問題ちょっとご答弁いただきましたけど、何年ぐらい二桁が今、最近は二人と、5月から0と。大変喜ばしいことですけど、一人ですかね、大変喜ばしいことですけど、やっぱり去年、平成22年ですかね、県内はですね、小学校で218名と、中学校で1,282名、合わせると依然として1,500人いるという失礼ですけど、不登校がいます。それで、この不登校はですね、これは私は22年の12月ですかね、ちょっと一般質問で言いましたが、これは誰にもですね、起こりうるですね、どこの家庭でも起こりうるんですよ。

このですね、不登校の原因はですね、やはり本人、家族、家庭、いずれかにですね、重複するこ

とが複合していると言われていました。先ほど私が言いました一般質問のときにですね、以前はですね、教育者の方が不登校は家庭にあるんだと、問題は。そう言われる人もおられました。しかしですね、それが本当かどうかそれはわかりませんが、該当するかもしれませんが、教育長、このですね、不登校の原因ですね、今先ほど言いました家庭、家族、学校、重複すると言いましたけれど、大体どこに問題があるとお考えですか。

もう一つですね、この前言いました教育者でもやはり家庭が問題だと、そう言われる教育者に対してどうお考えかちょっとお聞きいたします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） いろんなタイプがあります。しかし、そのタイプの中を、学校の報告をみてそうですね、一つじゃないです。複合型で報告されております。その複合型はおっしゃるとおり、私が言いましたように、いわゆるその本人、児童生徒本人が気が弱かったり、あるいは回りの、同じことを言われても傷つかない子と傷つく子と出てきます。ですから、その本人自身の場合もあります。それからそれを作るきっかけは誰がつくるかというのと大体学校が多いですね。学校。その学校での友人同士あるいは先輩との関わりの中で自分が言われたことがぐしゃっときたとですね。それから先生がつくる場合もあります。それは先生であってもですね、ましてや新聞ざたになる体罰先生なんかはですね、それはもう怖くて行ききらんというような気の弱い生徒はそうなる場合もあるわけです。

ですから、それから子どもが家に帰って、こぎゃんこつ言われたけん、もう腹んたって明日から行かんというときに、親さんが何て対応するかによってうまれる不登校もあります。そぎゃんこつば言うなら、もう行くなと親が止めてしまったらそれは家庭になってしまいます。しかし一つじゃないということで、家庭にあるという限定するというのはそれは無責任だというのが、これは不登校を解決しないですよ。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） この不登校に対してですね、今まで専門的にですね、勉強していると言いますか、携わっておられる先生方は大体何人おられるんですかね。

今ですね、ちらっとこの前聞きましたけど、学校へ行きたくないと訴える生徒がいると聞いております。これはですね、子どもの SOS の知らせです。なかにはですね、やっぱり今教育長が言われたようにですね、生徒に発した言葉がですね、深く傷つけていることを理解しない人もおられます。わからないからやっぱりですね、同じ繰り返しをしているんじゃないかと思われま。やはり子どもにですね、接する時はですね、やはり大人目線で接しちゃいかんと思うとですよ。なかなかですね、子ども目線ちゅうのは難しいです。しかし私たちはですね、赤ちゃんに接するときはですね、つい赤ちゃん言葉になるんですよ、やっぱりですね、そういう素直な気持ちで、私は子どもに接すれば、私はいいと思うんですけどね、まずそうすべきだと思います。

やっぱりですね、生徒に対してはですね、信頼できる大人でなければならむですね、寄り添ってですよ、親身になれば私はいいと思います。やっぱり教育はですね、自分は、先生はですね、自分は教育者だと、今一度ですね、そういう見つめ直せばですね、私は解決の道にものすごく進むんじゃないかと思います。やっぱり先生たちは不登校は守るじゃなくてですね、やっぱり子どもたちを

守りですね、子どもたちの成長を私は助けるのが私は教育だと思ってます。家庭はですね、不登校に本当になったらですね、厳しいところではありません。ともにですね、鬱になるような傾向がみられます。それをなくすようにですね、いろんな研究会があると思います。町も立ち上げておられるのかちょっとその点について伺いいたします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 最初のどれくらいの先生方が不登校に対する取り組みをされているかと、研修を受けておられるかということですけど、毎年ですね、教職員を対象にこういうカウンセリングマインドというわけですけどですね、そのためのスキルアップ研修会というのが行われております。

ですから、小学校もですよ、中学校ばかりじゃなくて小学校も最低1名は、また管理職は管理職で別途な研修が行われます。そういうことで、それこそじゅんぐり回ればほとんど全部の職員が受けているというふうに言えるわけですね。

そのカウンセリングマインドですけど、やっぱり今指摘されたように、教員だという大人目線ですね、傲慢さが前面に出ますと、それはもう特に小学校の場合1日中部屋の中におる、子どもと一緒にですから、子どもが怖がるような先生であっちゃ困るわけですね。そのへんから小学校の先生はカウンセリングマインド十分備わった先生の方がほとんどだと思うわけですけども、それでもやっぱり傷つく子どもがいらないとは限らんわけです。小学校のうちにSOSを発している場合もあります。

それからシステムづくりということですけど、これは一番増え始めたころちょうど私中学校長しておりましてですね、そのころ学校の管理職と、それから心の教室相談員さんですね、そのころは特別支援員さんが、町雇いがいなかったからですね、それにスクールカウンセラーが県の加配で配置されておりました。そのカウンセラーの意見聴取ができる機会ですね、そしていろいろな学校になかなか来れない保護者の、子どもの保護者の方が一緒にネットワーク会議というのを夜に立ち上げて、年に1月半か、1ヶ月おきですね、というような間隔でやっていたわけです。今も年に何回かは、今の校長も今夜はネットワーク会議ですと言っておられたことがありましたので、今もあっていると思います。そういうシステムはできております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 私も先ほど以前質問したときにですね、いわゆる熊大の教育学部ですかね、ユア・フレンド事業ですかね、その件をお尋ねしたとき、何かあんまり詳しくないにご答弁をもらいましたけど、その後は何か調査されましたかね。それとですね、もう一つやっぱりこの不登校の問題はですね、やはり家庭、学校と何ですかね、子どもですかね、その中にですね、やっぱり精神的な問題も出てくるから、心療内科的な先生も加えてやったらどうかということを私は提案で言いましたけど、そのとき教育長はですね、何ですかね、県にも働きかけていかなくてはという提起をいただいたかなと思われたご答弁されましたけど、その後の経過はどうなっているのか、ちょっと伺いいたします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） はい、今2つお尋ねでしたが、まず1件目の熊大のユア・フレンド事業ということですが、私も調べました。10年前に立ち上げられてますね。これは大学生、教育学部の大学生を対象に、いわゆる不登校のいる学校に出かけて、そして子どもたちと肌で接するなかで、あ

るいは家庭に行ってですね、そしてお兄さん、お姉さん感覚でその子どもの心理を探って、そして治療にむかわせるという事業です。不登校ぎみの子どもにはやっぱり寄り添うこと、寄り添うことがとても大事だと、向かい合うじゃなくて寄り添う、こういう姿勢で気持ちを一緒にして、一緒に高めていくと、そんな先生になってもらいたいという熊大の願いから、熊本市の教育委員会と共同で取り組まれた事業がちょうど今年10年目で、調べたところ、ネットで調べました、10周年の講演会等が行われておりまして、岡山県あたりからまで視察にみえたということです。熊本の取り組みはすごいなという感想などがでておりました。

そういう姿勢はですね、実は玉名の場合は看護福祉大学が学校応援団事業にかなり積極的です。町内からも講師で通っておられる先生、姫野先生がおられますけども、何か学生に用があるときは声かけてくださいということももらっておりますが、そういう事業とセットは今のところしてませんけど、今おっしゃった専門家という点で、玉名教育事務所にいじめ不登校アドバイザーという専門職員がおられます。この方、今の前の人ですけど、に働きかけまして、どうしてもちょっと厳しい家庭の子どもがいるので、ぜひ南関の方にも力をかけてもらいたいということで、一つの学校に、まだ校長が要請される前、私の方から逆にこうやって呼んだからということで行ってもらったところ、それから不登校が解消し始めたんですね。そういう働きかけはやっているわけですが、もう一種類ですね、今のはスクールカウンセラーですけど、スクールソーシャルワーカーというのが、SSWですね、こういう方がおられます、どちらも臨床心理士なんですが、いじめ不登校アドバイザーは学校の先生あがりですけど、スクールカウンセラーとかSSWは臨床心理士ですよ。SSWはソーシャルスキルワーカーということで、どっちかという子どもやなくて家庭全体の課題を見いだして、そして親子を応援するという心理士なんです。この方が南関でも1世帯、今もお世話になっております。

そういう形で県とのパイプを通じており、させていただいているところです。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今学校以外にもですね、いろいろな施設といいますか、機関があるようですから、そういうところをですね、どしどし利用して、利用するということは紹介してですね、連携をとって、取り組んでいってください、よろしくお願いしときます。

ところで、この不登校ですね、この不登校はですね、私は生徒ばかりじゃないと思いますけど、話を聞くと先生たちも不登校と言っていいかどうかかわからないですけど、多いのじゃないですかね。何かメンタルヘルスですか、対策は、認識は高まっているんですけど、なかなかどうやっていいかわからないと、浸透してないということで、非常に進まないようですが、対人関係の悩みとかですね、過労などから鬱ですね、うつ病等、精神疾患になる先生も多いと聞いておりますけど、今、現在でいいですけど、現在というか、この2、3年ですよ、そういう先生は何人ぐらいおられたですかね、おられたかまずちょっとお聞きします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 事実ですので、個人情報になっちゃ困りますが、数だけお知らせしますけど、町内ですね、特に中学校ですけど、の先生です、これは生徒指導に悩む、あるいは家庭と、親を抱えておってですね、そして子ども、生徒の問題でも悩むと、両立できないでちょっと苦しまれて、お二人、一人は中途退職をされました。もう一方は1年間の休職ということですね、そういうこと

で町内にも存在しておられますということ。

以上です。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 先生たちですね、日常業務ですか、やっぱり非常に負担が大きいですね、部分が多いと聞いております。事務処理とか報告、保護者からの声ですね、クレーム、やっぱり一番多いのは部活動ですかね、あれが非常に何か負担を強いられているんですけど、やはりですね、子どもたちと向き合う時間が少ないと、取りにくいと言われてますが、町もですね、やはりこうやって先生たちの負担軽減ですかね、これに取り組む、私は必要じゃないかと思えますけど、教育長、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 町ばかりじゃなくて、実はこれは全国もそうだと思いますが、県教委が昨年ですね、教職員の負担軽減を目指すための実態調査をしました。その結果、先生方が日々業務について、負担感を感じるのはどんなことですかという項目の第1位はですね、まず事務量が多いということ、これが第1位ですね、2 番目が部活動指導、この部活動はですね、一生懸命頑張っている成績を出す先生はひとつも負担感を感じずに、感じている人よりも長い時間頑張るんですね。ところが、その部ば持たにゃんというような気持ちでお互いに分け合おてせにゃいかんもんでから、そんな先生ほど負担感を感じておるわけですね。3 番目が実は生徒指導に関すること、中学校の。そして4 番目は保護者との対応がうまくできない先生ですね、親の苦情を受けとめきらん先生ですね。こういうことでの負担感ということです。

実はメンタル面でいろんな課題を提示される先生は自らが人間関係がうまくつukれない先生に出てきますね。そういうことで現象が現れておるのは事実です。そしてその具体的な負担感解消の取り組みですけども、これも県が去年ですね、事務量を減らすために先生たちのための事務処理のソフトを作ってくれました。それは全部の先生がちゃんと使えば楽になるということですね。南関町はそのソフトを使うための研修を夏休みに去年やりました。

そういうことで取り組んでおります。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 学校の先生もですね、残業残業で遅くなってですね、自分の子どもですね、寝顔しか見たことないと。奥さん孝行もしたことないと言われる先生も多いです。やっぱりこれはですね、大きな問題ですよ。やっぱり自分のですね、家庭を守ってこそですね、人の道を導くのではないでしようかね。週に2 回とかこれは難しかと思いますけど、月に1 回ぐらいですよ、私は安らぎを与えるようにされたが私はよろしいと思います。

特に南関はトッパ丸君ができましたので、南関はこういうことで軽減をして突破したんだと、トッパ丸君と一緒にですね、県内にも大きい声で発信してもらいたいとです、私は。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 1 週間にいっぺんの、一ヶ月にいっぺんでもというのがありましたが、定時退庁の日というのをつくっております。学校でですね、何曜日はもう時間になったら帰ろうっていうふうなことの取り組みはやってもらっています。それは毎週1 回の学校もあるし、月に2 回という学校もあるわけですけども、しかし、やっぱり熱心か先生は帰んなはらんというのが現実のよう

ですね。

しかし、それは記録をきちんととって、１年間で、１ヶ月で１００時間もオーバーする超過勤務ですね、部活動の指導からその後まで、そういうふうなことがこれは医師の診断受けさせにゃいかんわけです。という管理職の責任がありますので、労働安全衛生法という法律です。それから２、３年にまたがるなかで８０時間オーバーもその規定内に入るといことです。昨日、教頭会でその後の部分について私はようと掴んでおりませんでしたので、教頭に指導しときました。

○議長（本田眞二君） 質問の途中ですが、１０分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後３時１９分

再開 午後３時２９分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でありましたので、これを続行します。２番議員。

○２番議員（境田敏高君） いじめ問題ですけど、次は。２２年度ですかね、この報告で、やっぱり熊本県は非常に多いと、１，０００人あたりの件数は全国一と先ほどいいましたけど、解決率かな、これは９７．２％と。しかしですね、これは熊本法務局はですね、いじめに対する学校側の不十分なんですね。対応が急増していると、２１年には２３件、２２年には５１件と、潜在するいじめが非常に多いと言われております。

またですよ、暴力行為ですね、この暴力行為も以前として高い数字を示しているようですけど、南関町の学校でですよ、暴力行為とか器物破損ですか、そういうのはあっておりますかね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 毎月ですね、定例報告という形でいろんな実態を各学校報告するようになってきますけども、今年度に入ってそういった、今年度というがもうここ暴力もそれから器物破損もありません。

○議長（本田眞二君） ２番議員。

○２番議員（境田敏高君） 非常に素晴らしいことです。教育が行き届いてる結果かなと私は思っております。

あと自殺問題に入りますけど、やっぱりこの自殺というのはですね、原因はやっぱりいじめがクローズアップされているようですけど、やっぱり現実はですね、多様な要因が絡んでいると言われております。根本的な対策がですね、とられてないです。２２年度ですか、自殺されたのがですね、生徒は１５６名、いじめがあったかなと、いじめで亡くなられたかなというのは中学生の４人でした。幸い当町ではあってないとお聞きしております。

しかしですね、残念ながら、昔はですね、ちょっとあっております。最近はですね、耳にしませんが、自殺願望者、リストカットですかね、これは聞いております。抵抗感はいろいろあると思いますけども、亡くなってからは遅いですよ、通常の授業内ですよ、自殺予防の教育の実施また独自にですね、時間を設けてですね、命の、先ほど言いました命の尊厳ですか、親から貰った命、そういうですね、時間を設けてですね、大事にする、時間を設けて取り組んでおられますかね。

もしされてるならちょっと内容をお聞きいたしますけど。教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 柱でさっき話しましたようなことを具体的には人権学習の方法はいろんな形はあると思われます。道徳の時間、あるいは全校での人権集会、それから実際に苦しい目にあった中から立ち上がった方ですね、講話を聞くと、いろんなタイプがありますけれども、そういう人権の視点でさっきいいました3つの柱を徹底できるような取り組みがなされております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今のは大体時間はどんくらいとってあつとですかね。月、年間でよろしいですけど。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 自殺というテーマでは恐らく何回もはとれてないと思います。命の尊厳というふうにしますと、それこそいじめ問題もそうですが、いろんな中身も入りますので、それをトータルしますと、年間ではやっぱり2回から3回はそのテーマで取り組まれているのが実情かと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この不登校ですね、いじめ、暴力問題、暴力ですね、自殺問題をですね、なくしですね、解決する方法は様々な対策等がですね、努力はなされておると思います。その一つにですね、Q-Uテストがありますけども、これは子どもたちがですね、楽しく過ごしているように見えますけど、やはり悩みはですね、分かりにくいんですよ、一人一人の内面に目を向けるようにしてですね、知ることが解決の糸口となると思いますけど、このQ-Uテスト、心理学のようなものですけど、こういうテストは学校の方でやっておられるとですかね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 心理に関わるアンケートということで具体的に経費を使ったテストは今のところ報告は受けておりません。要望があれば当然検討はしますけどですね。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 一人一人の内面を見ることも非常に大事なことだと思います。もしよろしければですね、Q-Uテストテストですかね、これも私は取り組んでもらいたいと思いますけど、これはやっぱり中一ギャップですね、前兆が現れやすい、例えば初期症状見落とさないためにもですね、私はいいんじゃないかと思います。ぜひご検討のほどよろしくお願いします。

それとですね、ちょっと教育長が丁寧に答えてもらうものですから、時間がもうちょっとですね、足りなくなってますね。ちょっとだいぶん飛び越しますけど、先ほど言いましたいろんな対策はありますけど、八代教育委員会ですかね、あそこもですね、平成27年まで、27年の4月まで、すべての市立の小中学校ですね、小中一貫校ですか、教育を導入する方針を明らかにされております。やっぱり不登校やですね、いじめ問題が起きる中一ギャップのですね、解消が主な狙いのございますが、南関町教育委員会もですね、導入する考え、またこの考えについてどうお考えでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 小中一貫を具体的にどのようにするかということでは、それこそですね、小中統合によっての一貫教育もありますし、統合なくて今のような1中4小校区体制での小中一貫教

育ですね、そういう体制の取り方もあると思います。

町内は今のところまだ統合の方向ではありませんので、いわゆる小中連携という形ですね。今年度から学習指導においてはですね、中学校の先生が小学校の子どもに乗り入れ授業をするとか、あるいは小学校の先生が中学校に行って小学校の先生の優しさを提供するとかですね、そういう取り組みも考えているところです。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 教育関係ですね、学校に携わる人はですね、やっぱり自分の子どもだと思ってですね、私は接してもらいたいですよ。月に 1 回ぐらいですね、この関係者はですね、生徒と給食を食べたりですよ、語り合い、顔見知りながらですね、早めに変化、顔見知ればですね、早めに見知れば、いろんなことに気づくと思います。変化にですね、ともにですね、見つめ直す、見つめ合うことが私は大事じゃないかと思います。

特に、先ほど教育長が言われました小学校との連携ですね、これを進めることによって多くの成果があがっているようでございます。連携を密にしてですね、一人でもですね、いじめ不登校をなくせばですね、多くの人に影響を与えます。傷ついた子どもをですね、傷ついた子どもたちが将来ですね、ニートになったりすればですね、これは社会に大きな問題といいますか、影響を与えますので、町も明るくなるためにですね、ニートが多くが出れば町も暗くなります。これを早く解決するですね、町も明るくなるためですね、やっぱり町づくりのですね、観点からも私はですね、私は早めに取り組むべきだと思っております。

次に柔道の件に質問いたします。先ほど何か心配しなくていいというようなこと言われましたけども、やはり最近の子どもさんはですね、基礎体力、運動能力が非常に落ちていると。特にこの柔道はですね、受け身が大事ですけど、ひねったり、ねじったり、そったりですね、投げられたら畳に手をつくとかですね、いろんなですね、複合的な動作が求められております。応用で子どもたちも馴染みの薄いですね、動作も加わります。それだけにですね、やっぱりケガの不安がぬぐえないものだと思います。とりあえずやってみようじゃちょっと危ないと思いますけど、十分な指導体制は本当にできておるんですかね。

また、先ほど県の指導も何回かあっていると思いますけど、全体で講習会はですね、何回と言われたですかね、もう一回お願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 県が主催する授業につきましては今のところ体育主任が 2 回で、体育の教員が 1 回しか受けておりません。

今後とも体育研究会というのが先生たちのネットで玉名教員会につくられていますので、そういったところでの研修にまた参加をしていただくというふうになっているわけです。

基礎体力不足が元でケガというのが、講習を受ければ絶対ケガがないという保証もまたこれないわけで、当然ケガが付きものだと思うんですけども、だけど、ならケガしたっちゃよかつかということはできぬ訳ですね、これは危機管理はしっかりとつくらなければならないわけで、そういう意味で講習会も開かれているということでございます。

議員も体験されていると思いますが、やっぱり柔道は受け身をきちんとできん限りはですね、自分の身は守れないということですので受け身の指導が一番大前提だというふうに思ってます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 柔道の問題ですけど、男性教員ですね、やはりですね、どうしても組む動作が入るもなんですから、やっぱりですね、先生がどうして、どう指導していいか、ちょっと悩んでいる先生が多いと聞いております。

外部からのですね、女性指導員の検討も私は必要だと思いますけど、その点どうお考えですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 実は2 回受けた体育主任は女性なんです。はい、だから南関中はその点では大変ありがたく思っております。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 体育の先生は何となく男性かなと思ひまして、ちょっとお尋ねいたしました。この柔道の必修科ですね、これは2 0 0 8 年に決まっておりますけど、なぜこの武道が必修科になったのかですね、この取り組みについて教育長、どう思われますか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 武道をぜひというのは、恐らく文科省も背景までは出してないと思ひますけど、たぶんやっぱり柔道協会だとか、あるいは武道格技の協会ですね、日本の伝統競技というのが、伝統スポーツがですね、だんだんと海外から押されている、そういう世界的な、国際的な視点から、やっぱり日本の格技ということで重視されてきたのではないかと捉えますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） この女子中学生をですね、これは柔道だけしか選択もうなかったんですね。学校ではですね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 格技ですから、相撲もあるし、空手道もあるし、なぎなたとかですね、剣道もあるわけですけども、まず用具代、これに全員がせにやければなりませんので、大変な経費がかかるということで柔道になったと聞いております。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 今、用具と言われましたけど、だいたいですね、柔道着は大体いくらぐらいかっとなですか、今。それとですね、購入をですよ、これは学校の方で南関町の業者ということ指導なんかされとっとなですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 用具につきましてはですね、もう学校の方で対応するということですので、うちの方で細かな値段とかですね、指定業者とかき聞いておりません。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） ちょっと柔道のまとめにはいますけど、柔道ですね、やっぱり大事なのは今教育長が言われました受け身ですね、受け身3 年とも言われております。いろんな技があるのをですね、それに対応できるようになるのにはやっぱり3 年かかるそうです。それを習得するにはですね、まずですね、基礎的な知識や受け身などを中心にですね、授業を行い、十分な準備運動に力を注ぐのが私は大事なことで思ひます。無理のない指導をですね、しないよう、してないか、安全が確認されるまで、私は授業現場にですね、立ち会ってもよろしいんじゃないかと思ひますけ

ど、何か検討されておりますか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それこそ資格を持っている方、いわゆるプロの方ですね、学校応援団事業と
いうのを今進めておりますので、それこそぜひ応援をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） これで柔道の質問は終わります。

それとですね、この新学習要領にですね、基づき柔道以外ですね、いろんな教育が出てきている
と思いますけども、その中にですね、薬の教育がですね、完全義務化されております。今ですね、
自分の責任で健康管理するセルフメディケーションですか、なっておりますけども、これは薬はで
すね、やっぱり必ずしも正しい使い方をされていない現実がありますけど、この薬の教育ですか、
これは内容はどんなものですかね。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 質問事項にはあがってませんでしたが、聞いておりましたので、今年の新しい
保健体育の教科書ですね。3 年生の最後の方に、2 年生だったか、1、2 年で、保健の勉強しま
すかね。最後の方に初めて今度薬ということで、薬物は別ですけど、薬物はこれはずっと今までキ
ャンペーンで中学校取り組んできてもらっておりますが、覚醒剤等ですね、これは生徒指導の方で
取り組まれてきましたけど、いわゆる教科書の中に薬の正しい利用ということで、というのが今、
社会情勢でドラッグストアが非常に増えました。合わせてコンビニでも保健医療医薬品、特保、特
別保健医療ですかね、ということで売られるようになったもんですから、これを正しい知識をしっ
かりと分からせて、そして子どもたちが薬づけになったり、あるいはその薬の弊害、副作用ですね、
でもって健康が害されるような大人にならんようにということで、保健医療機関や医薬品の有効利
用という単元が設けられております。今年度からスタートのカリキュラムです。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 今、薬の件ですけど、製薬会社がですね、組織するですね、薬の適正使用
協議会ですかね、ここがですね、小中学生にアンケートとったみたいですけど、とっておりますけ
ど、3,400 名に。その中にですね、やっぱりお茶やコーラで、服用経験がある人が 42%、飲み
物なしで服用が 28%、自己判断の服用がですね、21%上がっております。やっぱりですね、そ
れと医者が処方するですね、医療医薬品ですかね、医薬品、それと一般用薬品の違いですね、中学
生では確か 7%しか知ってないそうです。

それでいかにですね、小中学生、小中学校がですね正しい知識を持たずに薬を飲んでいるかと指
摘されております。中にはですね、やっぱり朝昼飲まずにですね、忘れて一緒に飲む子どももおる
と聞いております。医薬品にはですね、主作用と副作用があるので、薬はですね、間違えればです
ね、やっぱり毒にもなります。やっぱり知っているようで知らないんですね。今度この薬の教育で
ですよ、これが浸透したといいますか、進んだらですね、やっぱり私は各家庭にもですね、中学校
で習ったことをですね、私は活かすためにも各家庭に配付してはどうですかね。小学生にもた
めになると思いますけど。大人の人にもですね、大人の中にも酒を飲んでやっぱり飲む人もおられ
ます。私もちょっと飲んだこともあるんですけど、中にはおられると思いますけども、にこっと笑
われた方はですね、やっぱり熱が出たからといってですね、大人の薬を子どもだから半分だとい
う人もお

るんですよ、現実には。

やっぱりそういう人がないようにですね、今薬で勉強したらですね、子どもがですね、お父さん、お母さんって、家族の人にですね、体に悪いよと、学校で習ったよと言えぱですね、これは子どものことはよく聞きます。ですからですね、子どもを通してですね、家庭に薬の過ちなり、副作用が私は情報が伝わればいいと思いますから、検討のほどをよろしくお願いいたします、教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 当然、今実態として出されたのは、今までそういう指導がなされるカリキュラムがなかったということからですね、文科省も取り上げたんだと思います。

そういう意味でこれから授業に取り扱われますと、学校には養護教員がおりますので、保健だよりというのを発行します。そういう中で指導を、家庭啓発もできていくというふうに思います。奨励をしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） では、障害のある児童支援体制に移ります。軽度発達障害ですかね、これは一目見てもですね、普通の子どもと変わらないと言われております。当町はさっき何人と言われたですかね。教育長。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 小学生 1 2 名、学級数はさっき言いましたけど、小学生 1 2 名、中学校 4 名でございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。訂正があります。教育長。

○教育長（大里耕守君） ただいまのはですね、特別支援学級全体の子どもの数でございました。情緒関係のみにしぼりますと、各学校 1、2 名ですので、全体としては 10 名はいません。具体的に詳しくここに統計をしておりますませんでしたので。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 特にですね、教育現場で、これは発達障害ですかね、適正な対応が求められております。教員はですね、臨時採用が多いんですかね、専門の免許を持った人は何人ぐらいおられるとですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 免許はいわゆるそういった障害のある子どもの免許証というのは養護学校教諭免許状というふうになります。実際には養護学校の教諭免許状を取得するためにはもう一度大学に行ってもらわにゃいかんということで、現在ですね、窓口は放送大学が受付をしておりますので、奨励はしておりますけれども、おっしゃるとおり臨時の先生が特別支援という学校もありますけれども、大体どっちかというベテランの先生がですね、ノウハウをちゃんと持った先生の方が受け持ってもらおうようになっております。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） この発達障害はですね、やっぱり何といいますか、急にですね、声を出したり、思わぬ行動をされたりですね、ほとんどの先生はですね、戸惑います。直面する前にですね、十分な知識を得るために、場所とか指導員は私は確かにいると思うとですよ。私はですね、これは町独自のですね、講習を設けてですよ、町独自の免許制度を私は設けたらどうかなと思うとります

けど、いかがでしょうか。アメリカから伝わってきましたですね、OJT教育ですね、仕事しながら知識とか技能を磨くんですけど、1級、2級、3級とかですね、分けてですね、そういうことも私は今後考えていくべきだと思いますけど。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 教員免許状というのは、あくまでも専門機関でしか授与が出来ない制度でございますので、ただそのシステムについてですね、町としてはさっき言いました放送大学が窓口であるということで、校長を通じて夏休み等を利用して単位修得を図るようなことで、手当はとっているところです。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 免許は確かに難しいと思いますけども、指導員ということで、そういうですね、資格を私は南関町の方でぜひ私は検討してもらいたいと思いますけど。

先ほど言いました発達障害はものすごく増えていると言われておりますので、ぜひ検討お願いしときます。

これですね、それと発達障害はですね、今言いましたけど非常に増えています。特にですね、親は教育にどのようにして関わるかですね、一番の心配だと思います。コミュニケーションをとりですね、行き違いないようにですね、私は信頼関係を築いてもらいたいです。

では、最後のですね、就学支援体制についてお伺いしますが、今、生徒数は82名と言われましたけど、22年度はですね、全国で14万7,755名要保護ですね、準要保護は140万3,328人です。2、3日前の新聞もですね、これは書いてあったですけど、ユニセフの報告で、日本の子ども、18歳未満ですけど、貧困率がですね、14.9%書いてあったですね、先進35カ国で、27位です。深刻なですね、状況が示されております。ここ数年ですね、仕事には就くが低賃金で、低賃金を余儀なくされております。非正規雇用の拡大で、ワーキングプワ、この問題があります。子どもがですね、先ほど教育長も言われました修学旅行の問題ですけども、私も聞いております、今は厳しいからですね、修学旅行に行かないと訴える子どももおります。これはですね、私は本心じゃないと思うとですよね。こういう子どもたちの声を聞いて、教育長、どう思われますか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まず南関はそういった子どもがでないようなことで就学援助に修学旅行費は支給するというふうに規程がされておりますので、もしそういう声があったら、ぜひ情報は教育委員会へお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今の修学旅行の問題ですけど、なかなかみんなが知らないんですよ、私はPRがちょっと足らんとじゃなかかと思うです。

もう一つはですね、やはり今生活保護の受給者ですね、3月時点で210万を超えております。当町でも生活保護以下ですね、暮らしをしている人のですね、実際ですね、私は保護を受けている人は私は少なかと思うとですよね。小さい地域ですよ、声を上げるにはなかなか私は難しいと思います。今言われましたけど、保護、修学旅行それとか言われましたけど、やっぱりですね、声が上げられないんですよ。田舎の方じゃなかなか、そういう人たちに対してですよ、どう対応するかはやっぱり積極的にPRしてですね、声をかけて、手をさしのべることだと思います。勉強した

くてもできないとか、一緒にみんなと一緒にですね、修学旅行にいけなくなったらですね、やはり心に痛みが残ります。心に痛みを残したらですね、これはあとあと響くと言いますか、ずっと残ると思います。これを残さないようにするのがですね、私はこれは教育の一つだと思うとですね。

どうかですね、子どもたちがすくすくとですね、のびのびと学校生活ができるようにですね、輝ける未来にですね、向かっていけるようにですね、ともに福祉の向上のためにですね、取り組もうではありませんか。

これで私の一般質問を。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） P Rが足らんのではないかとおっしゃいましたので、その点について申し上げます。

4月ですね、全家庭に就学援助制度は配付しています。その中に修学旅行だとかですね、給食費全額補助だとかいう項目も含まれておりますが、学用品費もですね、ですからそれはご承知おきください。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今P Rと言われましたけど。P Rしてもですね、なかなか手を挙げられないのが現実なんです。だからそこを私は言っとるんです。お互いにですね、やっぱり子どものために今後一生懸命福祉の向上に向けてですね、頑張りたいと思いますので、教育長、よろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。どうも失礼しました。

○議長（本田眞二君） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日15日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時57分